

平成28年度実施「第六次千葉県障害者計画策定に向けた関係団体からの御意見・提案等」整理表

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」へ位置付を検討○
1	社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会	パーキングパーミットの導入、全国での導入状況も参考に検討をしていただきたい。		障害者福祉推進課共生社会推進室 健康福祉指導課	入所地域		
2	社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会	ホームヘルプサービスについて、ヘルパーさんと利用者の相性の問題。意欲の問題なので好みの選択は尊厳に繋がる。利用者の申し出で、一回限り選択の自由を認めることも利用者の立場の理解に繋がるので可能な制度にしてほしい。		障害福祉事業課 地域生活支援班	相談支援		
3	社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会	交通運賃等の割引制度に高齢者・高齢障害者の日常生活に大切な移動の確保と積極的な社会参加を促すための施策の可能性について、交通網の完備されている全県下で、営業バスの高齢者・高齢障害者の無料バス制度（低所得層）が実施されると、高齢ドライバーの縮小と高齢者の健康増進に繋がる。また、障害福祉施設等でのボランティア活動の推進にも寄与するものと考える。	8その他各視点から取組むべき事項、 （5）住まいとまちづくりに関する支援、公共交通機関等の利用の促進、鉄道会社の旅客運賃割引、有料道路通行料の割引に関する関係機関などへの働きかけ。	障害者福祉推進課共生社会推進室 交通計画課	入所地域		
4	社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会	高齢障害者対策について、情報技術の進歩に対応できるよう高齢障害者対策を盛り込んでほしい。	8その他各視点から取組むべき事項、 （2）高齢化に向けた支援	障害者福祉推進課共生社会推進室 障害福祉事業課、 地域生活支援班	入所地域		
5	社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会	○成年後見制度について、成年後見制度は障害者にとっても重大な関心事、財産管理主体の制度から人権擁護も目的とした施策が望まれます。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（2）地域における権利擁護体制の構築、障害のある人の権利が擁護されるよう、成年後見制度が適切に運用されるように虐待防止法研修などの研修の場において成年後見制度について周知を図ります。	障害者福祉推進課共生社会推進室 健康福祉指導課	権利擁護		
6	社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会	車椅子駐車場利用について、車椅子専用駐車場の勝手使用のモラル低下は、マナーを守る啓発を継続して根気よく計画に盛り込んで頂きたい。	8その他各視点から取組むべき事項、 （7）障害のある人に関するマーク・標識の周知	障害者福祉推進課障害保健福祉推進班 健康福祉指導課	入所地域		
7	社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会	障害者の地域ボランティア活動の推進について、地域の掃除・自治会等の活動に積極的な参加は、障害者も市町村民の一員であり、当然の担い手になる。		障害者福祉推進課共生社会推進室 県民生活・文化課	入所地域		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
8	社会福祉法人千葉県 身体障害者福祉協会	福祉避難所について 福祉避難所の在り方は、多くの障害者の声 が研修の中であり、これからの計画の参考になると思います。各 種障害者の意見を聴くことが大切。	8その他各視点から取組むべき事項、 (6)暮らしの安全・安心に関する支 援、福祉避難所の充実に努めます。	障害者福祉推 進課共生社会 推進室(計 画) 防災政策課	入所地域		
9	社会福祉法人千葉県 身体障害者福祉協会	障害者の高齢化問題について、第五次障害者計画に位置付けされ ている。第六次障害者計画でもお願いしたい。高齢社会・高齢期 に向けた留意すべき5つの視点(第四次障害者計画)を基本に新 たな問題点を盛り込んだ計画に期待が持たれます。例、第四次千 葉県障害者計画より(2)高齢期に向けた支援①障害福祉と高齢 福祉のトータルサポート体制づくりの検討、②医療機関との連携 強化。	8その他各視点から取組むべき事項、 (2)高齢化に向けた支援、	障害者福祉推 進課共生社会 推進室 障害福祉事業 課 地域生活支援 班 障害政策課	入所地域		
10	社会福祉法人千葉県 身体障害者福祉協会	提言 「福祉」ではなく「生活支援」と解釈を変えた定義の表現がされ ている。限られた人を対象とする狭義の「福祉」という言葉の亡 くなる時代云々福祉と生活支援は同義語で解釈すべきではないと 思います。ある独居の高齢車椅子身体障害者が「一日のうちで一 番うれしいことは、人様の介護を受けないで一日が過ごせるこ と。然し出来ない夢なんだよなー」その意識の中には自立と自己 責任に中で生きたいとの思いがあります。障害者共通の願いで す。「生活支援」と上から押さえつけるのではなく、人権の保障 である表現「福祉」の制度だから感謝して安心して介護をうけて いる現実もあります。第四次千葉県障害者計画 P153		障害者福祉推 進課共生社会 推進室	入所地域		
11	公益社団法人千葉県 視覚障害者福祉協会	代読・代筆を推進するための施策について、県内の機関に対して 視覚障害者が訪れて様々な手続きなどをする際には、職員による 代読・代筆を義務付けるよう県として啓発活動を行うこと。啓発 に加えて市町村職員を対象とした研修実施を行うこと。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護 する取組の推進、(4)手話通訳等の人材育成 代筆代読者等の新たなニーズに 対応した意思疎通支援についても検討を 行います。	障害者福祉推 進課障害保健 福祉推進班、 共生社会推進 室	権利擁護		
12	公益社団法人千葉県 視覚障害者福祉協会	○代読・代筆者の養成(視覚障害関係施設に委託する)を行うこと。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護 する取組の推進、(4)手話通訳等の人材育成 代筆代読者等の新たなニーズに 対応した意思疎通支援についても検討を 行います。	障害者福祉推 進課障害保健 福祉推進班	権利擁護		
13	公益社団法人千葉県 視覚障害者福祉協会	○O-P-J-I-O-N者に対する弱視レンズや拡大読書器の使用法に関する 訓練を視覚障害関係施設で行えるよう予算措置を行うこと。		障害者福祉推 進課障害保健 福祉推進班	権利擁護		
14	公益社団法人千葉県 視覚障害者福祉協会	視覚障害者が必要とする機器の使用に関する訓練についてパソコン やスマートフォンなどのタブレット端末を使用した音声情報入 手や読み書きは必要不可欠。しかし、機器を使用するためには、 一定程度の訓練が必要。訓練を行う指導者の養成と安定的に訓練 を行う機関に対して予算措置を行うような事業の創設を希望。		障害者福祉推 進課障害保健 福祉推進班	権利擁護		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 （右欄に○を付ける。）	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
15	公益社団法人千葉県視覚障害者福祉協会	点訳や音訳はボランティアに頼る状況にある。今私たちは、全国組織を通じて国にこうした状況を改善するよう働きかけているが、全国統一的なカリキュラムがないため地域生活支援事業の必須事業にすることは難しいとの話がある。千葉県において、ボランティアの高齢化と希望者の減少を食い止める施策を講じること計画へ位置付けがされることによって必要な予算措置がされるよう希望。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（4）手話通訳等の人材育成 代筆代読者等の新たなニーズに対応した意思疎通支援についても検討を行います。	障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	権利擁護		
16	公益社団法人千葉県視覚障害者福祉協会	東京オリパラに向けた機運の高まりの中、障害者スポーツにも関心が持たれてきた。しかし、障害者が安心してスポーツにいそしむ場所は少ないのが現状。福祉施策としても、県の施設の拡充と民間スポーツ施設に対する利用を促進するための啓発活動を希望。障害者スポーツ・レクリエーションセンターの機能を持つ施設の増設や民間施設の利用促進も必要。	8その他の視点から取組むべき事項、（4）スポーツと文化活動に対する支援	障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	入所地域		
17	NPO法人千葉盲ろう者友の会	盲ろう者の障害について、千葉県内の各市町村や一般市民に、より一層の理解が進むように広報、啓発活動を行うこと。県職員や議会議員へ理解を深めていただくために意見交換会を開催してほしい。緊急時に備えて消防士、救命救急士に対しても理解が進むように広報、啓発活動をしてほしい。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（5）情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発の促進	障害者福祉推進課共生社会推進室	権利擁護		
18	NPO法人千葉盲ろう者友の会	地域における相談支援体制について、相談支援を利用しやすくする事	5障害のある人の相談支援体制の充実、（1）地域における相談支援体制の充実、意思疎通支援事業の活用などコミュニケーションに障害のある人が相談支援を受けやすくするための環境づくりについて検討します。	障害福祉事業課地域生活支援班	相談支援		
19	NPO法人千葉盲ろう者友の会	防災体制、暮らしの安全・安心に関する施策（防災関係）について	8その他各視点から取組むべき事項、（6）暮らしの安全・安心に関する支援	障害者福祉推進課共生社会推進室 防災政策課	入所・地域		
20	NPO法人千葉盲ろう者友の会	中途盲ろう者、障害者手帳を持つに至らない盲ろう者を含めての生活訓練（コミュニケーション訓練）を県の事業として行ってほしい。		障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	権利擁護		
21	NPO法人千葉盲ろう者友の会	教育について、盲ろう児に対しての教育のあり方も計画してほしい。内容については全国盲ろう者協会とも協議してほしい。		特別支援教育課	療育支援		
22	NPO法人千葉盲ろう者友の会	県の事業である盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業について、障害者手帳を持つに至らない人も利用できるように検討していただきたい。また、今後も継続し必要な人材を確保してほしい。		障害者福祉推進課障害保健福祉推進班、	権利擁護		
23	NPO法人千葉盲ろう者友の会	盲ろう者支援センターの設置を平成28年6月に要望しているが、検討していただきたい。		障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	権利擁護		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
24	NPO法人千葉盲ろう者友の会	盲ろう者の実態把握調査について、法人の事業として掘り起こし事業を行っているが県としても行ってほしい。法人事業と合同の形態も含めて検討してほしい。		障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	入所地域		
25	特定非営利活動法人千葉県中途失聴者・難聴者協会	要約筆記者の必要性を周知することについて、中途失聴者、難聴者は手話を身に付けていないため要約筆記者が必要。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、(4)手話通訳等の人材育成、要約筆記者の養成、	障害者福祉推進課障害保健福祉推進班、共生社会推進室	入所地域 権利擁護		
26	特定非営利活動法人千葉県中途失聴者・難聴者協会	派遣基準の見直しについて、市町村によって要約筆記者の派遣基準が異なっている状況を是正すべき。		障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	権利擁護		
27	特定非営利活動法人千葉県中途失聴者・難聴者協会	「耳マーク」カードの配布について、聴覚障害者、難聴であることを話して伝えることは困難であり耳マークカードの普及が必要。	8その他各視点から取組むべき事項、 (7)障害のある人に関するマーク・標識の周知、	障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	権利擁護		
28	特定非営利活動法人千葉県中途失聴者・難聴者協会	意思疎通支援について、要約筆記を合理的配慮とするために各市町村の主催の講演会・説明会等には必ず要約筆記者手配に取組む必要がある。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、	障害者福祉推進課共生社会推進室	権利擁護		
29	特定非営利活動法人千葉県中途失聴者・難聴者協会	公共施設のバリアフリー化推進について、補聴支援機器配備を合理的配慮とするためスマートフォン等の音声認識機器の配備促進に取組む必要がある。また、磁気ループやOHCとプロジェクターの配備を進める必要がある。	8その他各視点から取組むべき事項、 (5)情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発の促進	障害者福祉推進課共生社会推進室	権利擁護		
30	特定非営利活動法人千葉県中途失聴者・難聴者協会	災害時の情報伝達について、避難所運営マニュアル改正に取組む必要がある。文字情報が必要。	8その他各視点から取組むべき事項、 (6)暮らしの安心・安全に関する支援、障害特性に配慮した避難所の整備を市町村に働きかける等	障害者福祉推進課共生社会推進室 防災政策課	入所地域		
31	特定非営利活動法人千葉県腎臓病協議会	透析患者の高齢化及び長期化に伴い合併症患者が増加し、自力で通院できない透析患者が増えてきた。通院送迎に伴う通院介護システムの構築をお願いしたい。また、自力で通院出来ない患者については、介護タクシーを利用しているが、年金生活者にとっては自己負担が大きいので、公的助成を検討していただけないかお願いしたい。	8その他各視点から取組むべき事項、 (2)高齢期に向けた支援	障害者福祉推進課共生社会推進室 障害福祉事業課地域生活支援班課、高齢者福祉課、	入所地域		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
32	特定非営利活動法人 千葉県腎臓病協議会	介護老人保健施設の構築について、2025年の超高齢化社会を迎え、高齢化や合併症等により、外来透析が困難となった透析患者に対する、住宅と透析医療施設を兼ね備えた「介護老人保健施設」の必要性は否応なしに到来する。現在は千葉県内数か所で有料の介護老人保健施設があるが、高額な費用を要し、ほとんど年金生活者が中心である透析患者にとっては縁遠いものがある。手軽に入居できる当該施設について検討を願いたい。	8 その他各視点から取組むべき事項、 (2) 高齢期に向けた支援	障害者福祉推進課共生社会推進室(計画) 障害福祉事業課 地域生活支援班 医療整備課 疾病対策課	入所地域		
33	特定非営利活動法人 千葉県腎臓病協議会	これまでの災害を教訓として、でき得る限り先を見通した透析医療の確保について要望する。	8 その他各視点から取組むべき事項、 (2) 高齢期に向けた支援	障害者福祉推進課共生社会推進室 健康福祉政策課 医療整備課	入所地域		
34	特定非営利活動法人 千葉県腎臓病協議会	重度心身障害者医療費助成制度の一部負担金の撤廃と65歳以上の新規透析患者の年齢制限の撤廃を要望する。	7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実、(1) 重度心身障害者(児)医療費助成制度の現物給付化の実施	障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	入所地域		
35	社会福祉法人千葉県 聴覚障害者協会	就労支援について ・国による職業安定所手話協力員の設置時間数の補完的事業創設を期待する。 ・合同面接会における手話通訳業務、職場訪問への手話協力員の同行を、職業安定所設置業務とは別途展開することを期待する。	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組みの推進、(4) 手話通訳者等の人材育成	障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	権利擁護		
36	社会福祉法人千葉県 聴覚障害者協会	聴覚障害者情報提供施設の支援機能強化について ・運営補助金における人件費の加算 手話通訳者の業務は手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成事業が展開し、拡大している。相談事業だけでも手話通訳等意思疎通支援が必要なケースは多岐にわたる。 ・平成28年4月1日施行の障害者差別解消法により合理的配慮が必要となり手話通訳者の派遣の機会が増加している。	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、(5) 情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発の促進、⑤聴覚障害者・視覚障害者情報提供施設の安定した運営のために、現在行っている運営費の助成を継続し、施設機能の整備、充実を図ります。	障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	権利擁護		
37	社会福祉法人千葉県 聴覚障害者協会	・県単独での人件費の拠出 要約筆記者派遣事業、手話通訳者等養成事業、要約筆記者養成事業は専従職員がそれぞれ1名以上必要な事業である。県単独での人件費として、手話通訳(要約筆記を含む)のコーディネート業務としてこの3名分の拠出を期待する。	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、(5) 情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発の促進、①情報コミュニケーションを支援するため、意思疎通支援事業の強化を図っていきます。	障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	権利擁護		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 （右欄に○を付ける。）	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
38	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会	県意思疎通支援者派遣事業の新たな仕組み作り ・市単独で派遣事業を実施している市町村との連携 ・福祉サービス事業所等を対象にした通訳料負担の在り方 上記2つは通訳料がネックで県への通訳依頼が敬遠されるケースが多発している。通訳料とコーディネート料を切り分けた単価設定であれば、このような敬遠も軽減する。この新たな仕組み作りを県として推進していただくことを期待する。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（5）情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発の促進、①情報コミュニケーションを支援するため、意思疎通支援事業の強化を図っていきます。また、障害のある人が意思疎通を図るための支援を行う人を派遣する際に、市町村間での連携が必要な場合などには、実情に合わせた対応に努めます。	障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	権利擁護		
39	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会	聴覚障害者の特性に応じた加算等の配慮について 障害特性に応じたヘルパー等を遠方へ派遣することに対する加算の新設や制度の見直し(一定を超える場合の交通費を含む国保連請求もしくは都道府県の補助など)を期待する。このことは、地域活動支援センター、特定相談支援事業においても同様です。各事業に対し、県独自の加配・補助を期待します。さらに、地域活動支援センターにおいて、利用者が県内あらゆる市町村にわたっていることが、事務手続きの煩雑さを生んでいます。広域的事業に対する加配・補助・市町村への改善指導を切望する。		障害福祉事業課地域生活支援班	権利擁護		
40	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会	ピアサポートは、相談支援事業や介護事業などピアでの支援パターンが拡大している。しかし、市町村の相談支援事業におけるピア相談支援専門員の場合、家族を交えた話し合いに通訳派遣を拒まれるなどの事例が後を絶たない。県として、ピアサポートの定義を明確に示してほしい。		障害者福祉推進課地域生活支援班	相談支援		
41	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会	ピアサポート体制の構築について、県事業として、ピアサポーター（ピアヘルパー、ピア相談支援専門員等）を育成し、ピアサポート体制を構築することを期待する。		障害者福祉推進課地域生活支援班	相談支援		
42	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会	リレー通訳体制の構築について 不就学で、かつ成長過程において同障の仲間と関わる機会が得られなかったろう者の場合、僅かばかりのホームサインで生活してきた人も少なくない。このような場合、相談支援等の場面において意思形成支援が必要となる。その際、ホームサインと手話言語間での通訳は重要な存在となる。その担い手としてのピア通訳を育成すると共に、現行の登録通訳者派遣制度と同様に、ピア通訳（リレー通訳）の派遣体制が構築されることを期待する。		障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	権利擁護		
43	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会	設置手話通訳者研修について 設置手話通訳者は、庁舎内通訳のために生まれた制度ではあるが、手話通訳者制度の推進とともに、現在では業務は煩雑多岐にわたっている。以下2つの事業の新設を期待する。 1）現任設置手話通訳者研修 2）設置手話通訳者養成研修		障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	権利擁護		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 （右欄に○を付ける。）	第六次計画 「取組みの方向性」へ位置付を検討○
44	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会	○意思疎通支援者現任専門研修について以下の3領域に関する専門研修の実施を強く希望する。 1) 高度医療領域等生命にかかわる分野 2) 司法領域等権利にかかわる分野 3) 学術的分野 4) ろう重複、盲ろう、不就学ろう者にかかわる分野 障害者差別解消法の施行後、支援のニーズが増加している中で、専門性を求められる機会も増えている状況。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（5）情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発の促進、①情報コミュニケーションを支援するため、意思疎通支援事業の強化を図っていきます。	障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	権利擁護		
45	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会	意思疎通支援者の目標数値について養成講座修了者数と登録者数を、別途数値目標を立てて進めることが必要。 手話通訳者・要約筆記者については、講座修了者数＝派遣事業の登録人材数ではない。修了したうえで、技能審査等がある。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組みの推進、（4）手話通訳者等の人材育成、①手話通訳者については、養成研修事業を着実に実施するとともに、募集人員等の拡大を図っていきます。	障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	権利擁護		
46	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会	○手話ができる介護ヘルパーの育成について手話ができるヘルパーの確保は、極めて難しい状況にあり、育成が急務です。行政機関の理解・協力を期待します。なお、協会では平成13年度から5回研修会を実施している。受講者の負担軽減のため団体の助成事業を利用している。		障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	権利擁護		
47	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会	○手話言語等条例について ＜普及促進の徹底＞ 手話言語等条例の普及促進について、周知率の目標数値の明示を期待することはもちろんですが、そのほか、条例の趣旨を専門職各位へ理解してもらう場の設定を県事業として期待します。 具体的には、下記専門職等に従事している方対象の研修に「手話言語等条例について」の研修テーマを盛り込んでいただくという方向を期待します。 ・広域専門指導員・地域相談員 ・障害支援区分認定調査員		障害保健福祉推進班、共生社会推進室（権利）	権利擁護		
48	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会	＜新規事業の創設など＞ 以下のことを期待します。 ・災害時等の情報伝達のための人材確保に関する体制整備運営委員会の設立・運営。 ・災害派遣精神医療チーム体制整備運営委員会に匹敵する聴覚障害者にかかわるシステムづくりの検討の場が当事者・支援者・行政等で組織されること。		障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	入所・地域		
49	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会	・県と市の広域的な連携システム創設。消防の救急搬送に関連して意思疎通支援が必要な場合、市町村毎に手話通訳者が登録されているが、専門性を要するケースに対応するため市町村と県との連携が必要。		障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	権利擁護		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 （右欄に○を付ける。）	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
50	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会	（7）環境整備について以下のことを期待します。 ・県内の放送事業者に対する字幕番組、手話番組など、情報提供の充実のため、数値目標の設定。 ・県議会への字幕付与。 ・公共施設等において聴覚障害者に必要なバリアフリー設備としてのパトライトや電光掲示板、磁気ループの明記 ・障害特性に合ったコミュニケーションを支援するための機器の設置について行政機関等関係機関への働きかけ ・コミュニケーションボード、音声コード読み上げ装置、磁気ループの設置目標数など数値目標を掲げること	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（5）情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発の促進、②障害特性に合ったコミュニケーションを支援するために、コミュニケーションボードや音声コード読上装置、磁気ループ等のコミュニケーションを支える機器の設置を行政機関等の関係機関へ働きかけ、コミュニケーション支援の普及と、それが使える地域の環境づくりを目指します。⑦県内の放送事業者に対し、字幕番組、手話番組等障害特性に配慮した情報提供の、一層の充実を要請します。	障害者福祉推進課共生社会推進室（権利）、障害保健福祉推進班	権利擁護		
51	千葉県知的障害者福祉協会	○障害者支援施設の新設について、千葉県内では、入所施設待機者が600人いると言われる中、第五次障害者計画では障害者支援施設の定員が削減され、現状では障害者支援施設の新規開設も認められないことから、様々な理由で入所施設の待機をしている人たちの生活を一層困難なものにしています。千葉県内の入所施設の絶対数が不足しており、グループホームも建築基準法や消防法等の関係で急な増加は見込めないことから、現状では居住支援を必要としている人たちが入所施設やグループホームを選択することができません。これを解消するため、千葉県内に障害者支援施設を新設することを認めていただきたい。 ○高齢化により入所施設支援を必要とする障害者は増加するので不足状況の改善は必要である。 ○児童福祉法の改正による障害児入所施設からの移行者の受け入れも必要になることを踏まえた検討が必要。 ○首都圏では定員数の不足が生じているが、人口の少ない地方では定員に余裕がある。全国一律定員数を削減するのではなく不足している首都圏と地方と現状を踏まえた施策が必要である。	1入所施設から地域生活への移行の推進、（1）グループホームの整備促進と質的向上	障害福祉事業課事業支援班、県立施設班	入所・地域		
52	千葉県知的障害者福祉協会	○短期入所に関しても、入所施設利用待機者の代替的な利用や、ロングステイ化等が進んでおり、緊急時の受入れやレスパイト等の本来のショートステイとしての利用が困難な状況になっていることから、短期入所利用及び入所利用待機者の実態調査を実施し、千葉県内の障害児・者施設の真に必要で適正な施設数。定員数、また、地域立地等支援体制の整備計画を作成して頂きたい。		障害福祉事業課法人指導班	入所・地域		
53	千葉県知的障害者福祉協会	○人材の確保について、千葉県は、医療介護総合確保促進法による介護従事者の確保と定着に、28年度予算として1億7千万円をあてています。障害福祉も同様に人材の確保については現在困難を極めているところです。人材確保対策事業のより一層の拡充のために予算化していただきたい。	8その他各視点から取組むべき事項、（1）人材の確保・定着	障害福祉事業課地域生活支援班健康福祉指導課	入所・地域		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 （右欄に○を付ける。）	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
54	千葉県知的障害者福祉協会	○入所利用の実態把握及び入所施設の適正定員について、第五次障害者計画では、障害者支援施設の必要定員数を平成25年度実績の4,737人から平成29年度までには4,700人に削減と設定しましたが、現在千葉県内では様々な理由で居住支援が必要にも関わらず、入所定員数の不足から入所施設の利用待機を余儀なくされている方が増加しています。また、短期入所に関しても入所施設利用待機者やレスパイト等の本来のショートステイとしての利用が困難な状況になっていることから、短期入所利用及び入所利用待機者の実態調査を実施し、千葉県内の障害児・者施設の真に必要な適正な施設数、定員数また地域立地等支援体制の整備計画を作成していただきたい。	1 入所施設から地域生活への移行の推進、（1）グループホームの整備促進と質的向上	障害福祉事業課 事業支援班 法人指導班	入所・地域		
55	千葉県知的障害者福祉協会	○県障害児入所施設の入所待機児童の解消について 障害児の虐待が増加している中で県事業団「養育園」の定員削減も含め、障害児入所施設の待機児童が増加しています。そのため、県内の定員数での入所数の確保が困難で東京都のベツを割愛している状況が進んでいます。千葉県内の障害児入所施設の適正な施設数、定員数、地域立地等支援体制の整備計画を緊急に見直していただきたい。		障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
56	千葉県知的障害者福祉協会	○地域小規模児童施設等の創設の推進について、障害児入所施設においても地域小規模児童養護の敷地内外のタイプを導入し、身近な地域でより家庭的な擁護体制を整備するように、千葉県としても検討し、国の制度化に向けて検討していただきたい。		障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
57	千葉県知的障害者福祉協会	○行政責任における施設移行及び地域移行の推進について、平成24年児童福祉法改正により障害児入所施設の満20歳以上の在所延長規定の廃止に伴い、満18歳、特に特別支援学校高等部卒業に合わせて障害児入所施設を退所し、障害福祉サービスの利用、障害者支援施設への移行等が完了する措置を講じていただきたい。実施機関が都道府県から市町村への移管に伴う事務引継ぎマニュアルが示された地域移行連絡調整会議等により切れ目のない支援体制の確立を図っていただきたい。特に、千葉県においては障害者支援施設等の定員不足が深刻化しているため、定員増、新設等の整備を検討していただきたい。平成30年度には障害児の移行数が多くなるので対応を検討する必要がある。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実、ライフサポートファイルの導入や一層の活用について、市町村に働きかけるとともに、事業の実施状況や効果についても検証をおこなう。	障害福祉事業課 療育支援班 事業支援班	入所・地域 療育支援		
58	千葉県知的障害者福祉協会	○施設ケアと医療機関等の支援体制の構築について、施設での処遇困難に対する児童精神医療において、診断、経過観察、精神薬の処方等において一定期間の入院治療を要する場合の医療機関等に支援体制を整備していただきたい。特に支援現場において早急な対応が必要と思われる児童については施設ケアと連動して対応する体制の構築を図っていただきたい。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（2）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化、医療的ニーズの高い障害のある子どもを支援するホームヘルパーの養成を進める	障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
59	千葉県知的障害者福祉協会	○児童相談所に持ち込まれた案件に対して、福祉の支援より先に医療ケアが必要であるが福祉の支援と決定されるケースが増加している。児童相談所において適切な判断ができる心理専門職の配置などが必要と考える。		障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」へ位置付を検討○
60	千葉県知的障害者福祉協会	○発達障害児の支援について、児童相談所で福祉の支援が必要と判断され、医療ケアを経ないで年齢を重ねていく子どもの支援が困難になっていく事例が増加していると認識している。発達障害に関しては、基礎治療が重要であるがその部分のケアが行われていない。この状況が精神障害に繋がるケースが多く発生している。 ○発達障害に起因する要支援の子が、強度行動障害ということで福祉の支援が必要とされるケースが多く、何でも強度行動障害という結果に結びつけられる傾向がある。必要な支援を十分検討し、試み、改善が見られない場合は強度行動障害とする経過が必要。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(4)障害のある子ども一人ひとりが十分に教育を受けられるための取組の充実②幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校と保健・医療などの関係機関との連携の充実を図るとともに、不応の個別ケースについて、児童発達支援センターや発達障害者支援センター(CAS)と連携して解決を図ります。	障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
61	千葉県知的障害者福祉協会	○相談支援について、対象が広範囲(障害種別や相談の内容等)におよび全てに対応すべき相談内容が持ち込まれるケースも増加しています。この現状に対し、県として相互の役割の明確化かつ有効的・効率的に取り組める仕組みを検討していただきたい。就労支援と生活支援をする機関の区分を整理する必要がある。	○5障害のある人の相談支援体制の充実、基幹相談支援センターや24時間365日体制で福祉サービスのコーディネート・福祉の総合相談・権利擁護等を行う中核地域生活支援センターを含む各種相談支援関連事業の役割を整理のうえ、基幹相談支援センターについてはその設置推進策を講じるとともに、国に対しては基幹相談支援センターの運営に十分な財源の確保を要望します。	障害福祉事業課 地域生活支援班	相談支援		
62	千葉県知的障害者福祉協会	○障害児療育等支援事業について、障害児相談支援の実施推移に留意しつつ、これまでの実績及びニーズを評価していただき、継続事業として予算の確保をお願いしたい。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
63	千葉県知的障害者福祉協会	○グループホームの整備について、障害者グループホームの敷地内若しくは隣接地での建設の特例扱いについて、強度行動障害のためのグループホーム等建設に対しては、自傷や他害、破損等の危険な状況が生じた場合、すぐに必要な職員が急行できる体制を整備することはリスク軽減に極めて大切なことであり、バックアップ施設等に近接する場所に整備することが必要な場合もあります。については、立地条件によりますが、敷地内、または隣接地に建設する必要がある場合、同一敷地内に建設することを認めない現行制度趣旨に反しますが、特例の措置として認めていただきたい。なお、触法障害者についても社会的接触の機会の増加により行動問題の発生可能性が高まる場合がありますので、同様の扱いとするようお願いいたします。	1入所施設から地域生活への移行の推進、(1)グループホームの整備促進と質的向上	障害福祉事業課 事業支援班	入所・地域		
64	千葉県知的障害者福祉協会	○日中活動事業所と共同生活住居の併設について、高齢知的障害者や重度重複障害者の方で移動に困難を伴う場合、及び触法障害者の方で社会的接触による行動上の問題の発生可能性が高まる恐れがある場合、本人の自由な意思に基づき利用できる日中活動系事業所と共同生活住居の併設を認めていただきたい。岡山県や名古屋市などでは、例外的取扱として通知済みで認めているところ です。	1入所施設から地域生活への移行の推進、(1)グループホームの整備促進と質的向上	障害福祉事業課 事業支援班	入所地域		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付があるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
65	千葉県知的障害者福祉協会	○強度行動障害者の支援について、入所施設に関しては加算制度があるが、日中活動の支援に関してはない。入所施設支援を受けることができない方が通所の支援を受けるにあたって送迎が必要になるが、単独送迎が必要である。また日中の支援も手厚くすることになる。また、この制度を廃止する市があると聞いているが必要な事業なので、県として何かの対応をし、存続させてほしい。		障害福祉事業課 事業支援班	入所地域		
66	(特定非営利活動法人生活サポート千葉 千葉県地域生活定着支援センター※知的障害者福祉協会関係団体)	○福祉の支援が必要な矯正施設退所者等に対する支援を充実させることについて、障害を有するため、福祉的支援を必要とする刑務所等出所予定者について、刑務所等入所中から出所後直ちに福祉サービス等につなげるための準備を保護観察所と協働して進めることにより、地域社会に定着することを目指す。 また、立ち直りを支える地域の力が推進されるよう取り組まれている様々な啓発活動や相談支援などの更生保護活動を支援する。	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実、(2)地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進、⑤矯正施設の退所者に対する支援については、保護観察所等の関係機関と連携のもと、矯正施設に入所する障害のある人が出所後に必要な福祉サービスを受けるための支援を行います。	障害福祉事業課 地域生活支援班 健康福祉指導課	入所地域		
67	千葉県特別支援学校PTA連合会	○障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実について、一人一人のニーズに応じた教育を推進していくために、教職員の指導力を高め、高い専門性を有する人材育成・研修等をより一層深められるような取り組みを期待します。 また、児童生徒の増加に伴う教室不足の解消及びスクールバス降車時間が短縮されることを期待します。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、放課後等デイサービスについて機能の充実を図るとともに、事業の拡充を図ります。	障害福祉事業課 療育支援班 特別支援教育課	療育支援		
68	千葉県特別支援学校PTA連合会	放課後等デイサービス事業所数の増加に伴い受入体制は整備されているが今後は支援等の質の確保が懸念される。何らかのガイドラインが出来ることを望みます。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、放課後等デイサービスについて機能の充実を図るとともに、事業の拡充を図ります。	障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
69	千葉県特別支援学校PTA連合会	○情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発の推進 代表的な公共施設のひとつである駅について、聴覚障害者は、事故や災害などの突発的事態における情報把握が困難である。また、駅で目的の場所にすぐにいけない場合にも、駅員に質問することが難しいためか、自分で解決しようとする傾向が強い。そのため、電車内、電車の外側、駅構内における電光掲示板の表示改善、及び無人駅にも電光掲示板を設置する等、聴覚障害者のための情報バリアフリー化を期待しています。	8その他の視点から取組むべき事項、 (5)住まいとまちづくりに関する支援、○公共施設等のバリアフリー化	障害者福祉推進課 交通計画課	入所地域		
70	千葉県特別支援学校PTA連合会	○住まいとまちづくりに関する支援について、駅や百貨店等の特別特定建築物における障害者用トイレ内の便座に、背もたれの設置が進むよう義務づけてほしい。平成24年7月に国土交通省で「高齢者・障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計基準」が改正され、大型ベッド付き便房の設置が推奨されました。公共施設や一定規模以上の建築物において大型ベッド付トイレの設置を期待します。	8その他の視点から取組むべき事項、 (5)住まいとまちづくりに関する支援、○公共施設等のバリアフリー化	健康福祉指導課 建築指導課	入所地域		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付があるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 （右欄に○を付ける。）	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
71	千葉県特別支援学校 PTA連合会	○障害者スポーツについて、2020パラリンピックだけではなく、デフリンピック・スペシャルオリンピックスなどの、他の障害者スポーツも注目を浴びるような取り組みをすることにより、障害者の社会参加の機会と社会認識の向上が図られ、障害に対する正しい理解や偏見が解消し、地域との共生社会につながるのではないのでしょうか。	8その他の視点から取組むべき事項、 （4）スポーツと文化活動に対する支援。地域におけるスポーツ施設等の利用促進を図る方法について検討します。	障害者福祉推進課	入所地域		
72	千葉県特別支援学校 PTA連合会	○就労支援について、特別支援学校を卒業する生徒の就職支援のため、拠点校にコーディネーターが配置されている。学校としても就労支援をしているが他団体などで就労支援の取組みをしているところとの繋がりがあればよりよい支援ができる。就職の件は保護者の関心も高い。	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、（4）支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化、関係機関の連携強化を促す仕組み作りについて検討します。	障害福祉事業課	就労支援		
73	千葉県特別支援学校 PTA連合会	○合理的な配慮について、保護者から合理的な配慮を求められた場合、どこまで応じるべきか判断に苦慮するケースが出てくると思われる。何らか基準のようなものがあるとよい。		障害者福祉推進課 特別支援教育課	権利擁護		
74	千葉県特別支援学校 長会	○障害のある人への理解の促進について、障害者スポーツをとおした、障害者と健常者の直接交流の展開について、 ・東京パラリンピックに向けたスポーツ振興等ともからめながら、理解啓発のためのイベント（研修会、講演会など）を、県や市町村単位のみならず、地域に点在する学校をはじめとする公的機関が率先して様々な事業所をも巻き込みながら実施していく必要があるのではないか。また、この内容に関する数値目標も、「条例を知っている割合」という消極的なものではなく、このようなイベントの実施回数や参加人数などについて、積極的に目に見える目標にしてほしい。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（1）障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課 共生社会推進室（権利）、障害保健福祉推進班 東京オリンピック・パラリンピック推進課、	権利擁護		
75	千葉県特別支援学校 長会	○東京パラリンピックに向けたスポーツ振興等の一翼を担うことに期待したい。それにより、障害者への理解やハードの面でも精神面でもバリアフリー化が進むことに期待をしたい。パラリンピック後にレガシーとして使用施設や大会の運営について後の世代に引き継いでいけたらよい。	8その他各視点から取組むべき事項、 （4）スポーツと文化活動に対する支援、（5）住まいとまちづくりに関する支援	障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班 東京オリンピック・パラリンピック推進課	入所地域		
76	千葉県特別支援学校 長会	○東京パラリンピックにおける本県選手の活躍を目指すとともに、オリンピック後のスポーツ促進に向けより一層の選手への支援強化及び普及に取り組む必要がある。成人年齢にとどまらず、選手層の拡大に向け教育年齢から障害者スポーツに関わる団体との連携が必要と思われる。	8その他各視点から取組むべき事項、 （4）スポーツと文化活動に対する支援、	障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班 東京オリンピック・パラリンピック推進課	入所地域		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 （右欄に○を付ける。）	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
77	千葉県特別支援学校 長会	○パラリンピック同様デフリンピックに対する理解啓発にも取り組んでほしい。		障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	入所地域		
78	千葉県特別支援学校 長会	○障害のある人への理解の促進については、東京パラリンピックに向けたスポーツ振興等も大事な取り組みだと思う。しかし、今、「活躍する人や光輝くすごい人」が障害者は頑張っているということで感動を呼んでいる風潮があるように思う。障害者もみんな同じという感覚が育つよう、今後も理解啓発には地道に取り組んでいく方法も提示してほしい。そのことに加え、私たちも、特別支援教育の拠点として、提案できるものを考えていく必要があると思う。	8 その他各視点から取組むべき事項、 （４）スポーツと文化活動に対する支援	障害者福祉推進課障害保健福祉推進班 教育庁特別支援教育課	入所地域		
79	千葉県特別支援学校 長会	○県民の意識の変化を目指して、一般の人にわかりやすい表現にしてほしい。また、リーフレット等を作成し、啓発活動を充実させてほしい。 ○合理的配慮について、それぞれの立場で取り組んでいる実践例をのせ、一般の人たちの理解を図ってほしい。	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（１）障害のある人への理解の促進、（５）情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課共生社会推進室（権利）	権利擁護		
80	千葉県特別支援学校 長会	○施設のバリアフリー化、ホームドア設置等ハード面での対応 障害者用駐車スペース、道路や歩道の整備、点字ブロック、字幕テロップ、音声信号等設置状況の点検や理解啓発事業。 ・学校がある地域及び児童生徒が住んでいる地域の両方で改善を進めることが大事。 ・電車の遅れなどはアナウンスのみではなく、聴覚障害の人にもわかりやすいように電光掲示板を活用しての説明が必要。	8 その他各視点から取組むべき事項、 （５）住まいとまちづくりに関する支援	障害者福祉推進課共生社会推進室（権利）健康福祉指導課、交通計画課、 （警）交通規制課、道路整備課、道路環境課	入所・地域		
81	千葉県特別支援学校 長会	○学校の通学に『移動支援』が使えるようになってほしい。		障害福祉事業課 地域生活支援班	入所・地域		
82	千葉県特別支援学校 長会	○病氣中でも預けられる、看護ケアサービス施設の設置。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（４）障害のある子ども一人ひとりが十分に教育を受けられるための取組みの充実	障害者福祉推進課共生社会推進室（計画） 医療整備課	入所・地域		
83	千葉県特別支援学校 長会	○ショートステイ施設の設置・増設。		障害福祉事業課 療育支援班	入所・地域		
84	千葉県特別支援学校 長会	○父親を対象とした『障害のある子どもの子育て支援・生活支援』的な内容の講習会やミーティングのような場の機会の創設	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（２）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付があるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
85	千葉県特別支援学校 長会	○放課後等デイサービス事業所・学校・福祉行政による『連絡協議会』的な機会の創設。		障害福祉事業課 療育支援班 教育庁特別支援	療育支援		
86	千葉県特別支援学校 長会	○重度心身障害児及びその保護者・関係者が集い&情報交換し合える『コミュニティー』的な場所の創設。		障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
87	千葉県特別支援学校 長会	○医療・教育・福祉行政の連携充実のための『連絡協議会』的な機会の設置。県が具体的な取り組みを示して市町村にも取り組みを広めてほしい。		障害者福祉推進課 共生社会推進室 障害福祉事業課	○療育支援 ○入所・地域		
88	千葉県特別支援学校 長会	○特別支援学校卒業後の生活を支える地域生活の支援、支援拠点の更なる充実を図ってほしい。就労後や入所施設、通所施設、グループホーム等の生活の充実をはかることで卒業後の社会自立の充実につながることが考えられる。	6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、（1）就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課 事業支援班	就労支援		
89	千葉県特別支援学校 長会	○就労継続支援B型事業所の拡大・支援強化、作業内容の充実、賃金の向上。卒業生が研修を受けても定員に空きがない。	6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、（5）福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金（工賃）向上への取組の推進	障害福祉事業課 事業支援班	就労支援		
90	千葉県特別支援学校 長会	○一般就労に向けて、企業への支援も必要。ジョブコーチ等、定着支援の強化。	6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、（3）障害のある人を雇用する企業等への支援	産業人材課	就労支援		
91	千葉県特別支援学校 長会	○医療的ケア児の進路先の確保及び拡大への方策について、今後も、障害者自身や家族の生の声を聴いて計画にいかして欲しい。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実	障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
92	千葉県特別支援学校 長会	○障害のある人（読み手）の立場からすると、「障害のある人の教育」という項目が抜け落ちており、タテ割り行政による計画の不合理性が生じてしまっているように感じる。新たに項目立てをして、子どもの学齢期における福祉サービス、教育と福祉の連携の推進などを施策として取り上げることに期待したい。		障害福祉事業課 療育支援班 特別支援教育課	療育支援		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
93	千葉県特別支援学校 長会	強度行動障害のあり子など手厚い支援が必要な子については、入所施設支援が必要。しかし、定員に空きがなく青森県の施設等他県施設に行かざるを得ない状況がある。入所施設での支援が必要な子に対しても提供できるサービスを確保してほしい。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(5)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実、③重症心身障害の状態にある子どもや強度行動障害のある子どもの在宅支援については、医療的ケアの問題とともに家族の高齢化の問題などもあり、施設入所のニーズが高い状況にあります。こうした中で、医療型障害児入所施設や強度行動障害のある子どもに対応する施設の支援の充実を図るとともに、施設の役割や施設が設置されていない地域における在宅支援のあり方について検討します。	障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
94	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○地域移行、住まいについて 民間アパート等への一人住まいとグループホーム生活との中間にあたるサテライト型グループホームの支援策もアパート住まいへの前段またはサテライト利用対応として講ずる必要があります。		障害者福祉推進課精神保健班	精神障害者		
95	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○精神について、グループホームでは、当事者の調子が悪いと自宅に帰されてしまう。ケアホームと一体型の増設対策を講ずる必要があります。		障害福祉事業課 事業支援班	精神障害者		
96	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○グループホームは、入りづらい、使いづらい、などの声があり、これに対処する必要があります。自炊、服薬管理、通院などの条件を聞くこともあります。		障害福祉事業課 事業支援班	精神障害者		
97	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○グループホームの運営に、居宅介護との連携を強化する必要があります。		障害福祉事業課 事業支援班	精神障害者		
98	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○民間アパートなどへの支援について、(精神について)民間アパート等へのニーズは非常に高く、地域移行の施策に極めて重要であるため、グループホーム等と同様に、民間アパート等の住まいへの支援策(家賃補助など)を講ずる必要があります。	2精神障害のある人の地域生活への移行の推進、(1)精神障害のある人の地域生活への移行支援、⑬民間賃貸住宅への移行については、千葉県あんしん賃貸支援事業に協力する不動産仲介業者や入居を受け入れる住宅を登録し、県ホームページで情報提供を行います。また、引き続き、関係機関と連携を図りながら、障害のある人の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する協議等を行います。	障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	精神障害者		
99	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○ピアサポートの推進について、ピアサポーターを拡充し、活躍の場を広げるため、研修実施場所の拡大、研修回数が増大が必要です。また、ピアサポーターが活躍できるよう、病院や関係機関などが受け入れるよう、働きかけが必要です。	2精神障害のある人の地域生活への移行の推進、(2)障害のある人自らの体験を基に相談支援等を行うピアサポートの推進	障害福祉事業課 地域生活支援班	精神障害者		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付があるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 （右欄に○を付ける。）	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
100	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○地域移行を促進するためには、地域の自立支援協議会の中に地域精神部会などを設け、家族会と病院が話し合う場を設けることも有効であります。	2精神障害のある人の地域生活への移行の推進、（1）精神障害のある人の地域生活への移行支援、④地域移行に当たっての家族への支援について、家族の負担軽減につながるよう、地域定着を支えていくために必要なサービスについて検討し、家族会等の関係者とも連携しながら情報提供します。	障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	精神障害者		
101	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○24時間365日救急対応可能体制の整備拡充が必要です。（24時間対応コールセンター、緊急受け入れ可能な近隣病院の増強、高齢の家族が対応困難な当事者の自宅から、受け入れ病院までの移送体制の整備・拡充）	2精神障害のある人の地域生活への移行の推進、（3）精神科救急医療体制の充実、②身体合併症を有する患者については、各圏域において、夜間休日を含め24時間365日の救急対応が可能となるよう、精神科を有する総合病院の機能強化や精神科医療と一般の医療機関等との連携体制の整備について検討します。	障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	精神障害者		
102	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○千葉県の「障害のある人も、・・・・・・千葉県づくり条例」を知っている人の割合が、27.7%（27年度）と極めて低い。中でも精神疾患への偏見・差別は根強く、心のバリアフリーに対して、全県的な、啓発活動に取り組む必要があります。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組みの推進、（1）障害のある人への理解の促進、①障害者週間のみならず、各種イベントの支援、県民だよりなどへの記事掲載を通じし、障害のある人への理解促進に努めます。	障害者福祉推進課 共生社会推進室	権利擁護		
103	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○地域行事に精神障害者の施設からの参加、当事者と触れ合う機会を増やす等が必要と考えます。	2精神障害のある人の地域生活への移行の推進、（1）精神障害のある人の地域生活への移行支援、⑭精神障害のある人の実情や地域移行について理解を広げるため、心のふれあいフェスティバルや心の健康フェア等、精神障害のある人と地域がふれあう機会を提供し、関係団体と連携した普及啓発に努めます。	障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	精神障害者		
104	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○関係者の研修を充実させるため、差別・虐待研修の受講を義務化する必要があります。（研修内容については、専門家、当事者、家族の意見を取り入れる。）	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組みの推進、（2）地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課共生社会推進室（権利）	権利擁護		
105	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○権利擁護に係る医療機関の見える化を促進するため、利用者が医療機関の情報を確認できるよう医療機関が情報データを作成する仕組みを検討する必要があります。		障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	精神障害者		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付があるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
106	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○(精神)病院、教育機関の関係者による虐待については、虐待防止法の通報等の対象外となっています。これを対象とするよう、国に働きかける必要があります。		障害福祉事業課	権利擁護		
107	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○就労継続支援B型について、13,660円(27年度実績)となっているが、地域の精神障害者の就労施設では、その半分程度の所もある。ここに記載されている数字は、障害者すべての平均と考えられるので、精神障害者の実態を調査し、精神障害者の特性を考慮し、実態に即した、就労支援策を講じる必要があります。		障害福祉事業課 事業支援班	就労支援		
108	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○地域活動支援センターから就労継続支援B型への移行支援、事業者への啓発事業の強化をする必要があります。また、症状に合わせて、多様な労働形態(短時間労働、勤務日数の調整、自宅勤務等)を検討する必要があります。		障害福祉事業課 地域生活支援班	入所・地域 就労支援		
109	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○精神障害者の一般企業への雇用の定着が進んでいない。雇用率を上げるためには、雇用後の支援(ハローワーク、就労施設などの就労支援など)を強化する必要があります。また、雇用企業への研修などを強化する必要があります。	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、(1)就労支援・定着支援の体制強化、③精神障害のある人を支援対象とする就労移行支援事業所の一層の拡充とともに、障害者就業・生活支援センターをはじめとする支援機関による就職後の定着支援体制の充実を強化します。	障害福祉事業課 事業支援班	就労支援		
110	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○合併症対応病院について、精神障害者が、身体その他合併症に罹った場合、受け入れ可能な病院が少ないため、拡充するには協力病院を増やす必要があります。	2精神障害のある人の地域生活への移行の推進、(3)精神科医療体制の充実、②身体合併症を有する患者については、各圏域において、夜間休日を含め24時間365日の救急対応が可能になるよう、精神科を有する総合病院の機能強化や精神科救急医療と一般の救急医療機関等との連携体制の整備について検討します。	障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	精神障害者		
111	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○精神障害者に対する医療費助成については、他障害者と同等にするため、重度心身障害者医療費助成を行う必要があります。(精神2級までを対象範囲とする。)	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	障害者福祉推進課障害保健福祉推進班、 精神保健班	入所・地域		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
112	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○精神障害者が重い症状のときに入院先が見つからない場合の対応策を講ずる必要があります。	2精神障害のある人の地域生活への移行の推進、(3)精神科医療体制の充実、 ②身体合併症を有する患者については、各圏域において、夜間休日を含め24時間365日の救急対応が可能になるよう、精神科を有する総合病院の機能強化や精神科救急医療と一般の救急医療機関等との連携体制の整備について検討します。	障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	精神障害者		
113	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○学校現場のメンタルヘルス教育の改善と父母・教職員・専門家との連携による早期支援体制の構築が必要です。(精神疾患の早期発見、早期対応、及び精神障害に対する偏見の解消、啓発) 学校教育では、福祉推進校等の取り組みがありますが、精神疾患についての理解がありません。病気への理解のための講座等が必要となります。教育機関だけでなく、福祉、医療 などと連携し、横断的に取り組む必要があります。精神障害の発症時期は14歳程度からが多く、初期段階で必要な医療ケアを行うことが重要です。		障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班 教育庁指導課	精神障害者		
114	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○多くの家族、市民が正しく病気を理解し、理解の輪が広がるために、家族会、福祉関係者等と連携し、行政がメンタルヘルス講座を定期的を開催する必要があります。また、当事者が精神障害をきちんと理解することも重要です。		障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	精神障害者		
115	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○学習指導要領に、精神についての教育を加えるよう、国に働きかける必要があります。		障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班 教育庁指導課	精神障害者		
116	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○地域で、通院が難しい孤立した重症患者のために、多職種による訪問治療(アウトリーチ治療)は、非常にニーズも高く、効果的と考えられるため、県全体に普及するよう、支援策を講ずる必要があります。		障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	精神障害者		
117	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○精神障害者に対応可能な訪問看護ステーションの拡充、及び質的改善のため、支援策を講ずる必要があります。現状対応可能なステーションは全体の3分の1という状況です。		障害者福祉推進課精神保健福祉推進班	精神障害者		
118	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○医師、看護師の労働環境を改善し、患者に対する対応状況の改善を図るため、精神科特例を廃止するよう働きかける必要があります。		障害者福祉推進課精神保健福祉推進班	入所・地域		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
119	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○精神保健福祉手帳に写真が貼付されることになったことを踏まえ、JR等旅客運賃、航空旅客運賃、有料道路旅客運賃等の割引を広く障害者に適用するよう、各種の機会を通じて国など関係機関に働きかける必要があります。 また、JR等鉄道会社の旅客運賃割引について距離制限を撤廃し、有料道路通行料金の割引については、車両制限を撤廃するよう関係機関に求める必要があります。	8 その他各視点から取組むべき事項、 (5) 住まいとまちづくりに関する支援、 ○公共交通機関等の利用の促進	障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	入所・地域		
120	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○引きこもりがちな障害者をなくすため、通所施設、病院等への交通費助成（福祉タクシー、自治体コミュニティーバス、ガソリン代補助等）を各自治体へ働きかける必要があります。	7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実、 (4) ひきこもりに対するアウトリーチ型支援の推進	障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	入所・地域		
121	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○地域で孤立している精神疾患をもつ患者家族のための、家族ピア相談活動を積極的に行っている家族会の意義を評価し、家族会活動を社会資源としてとらえ、その支援策を講ずる必要があります。 (各単位家族会で行っている、「家族相談」「家族による家族学習会」など) 家族会の育成強化を図っていただきたい。		障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	精神障害者		
122	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○「精神疾患の患者数」は、どのデータをもって患者数としますか。県の第五次障害者計画（14,15頁）では、手帳所持者（31,393人）、精神科医療機関の通院患者数133,541人A）及び入院患者数（11,059人）をデータとしています。 市町村の障害者計画では、千葉県精神保健福祉センターが策定している「自立支援医療費（精神通院医療）受給者数（合計73,649人B）の市町村別データと手帳所持者をもって患者数としています。 ＊このAとBには大きな数値の乖離があるが、県下、市町村は何のデータをもって精神障害者数とするのが適切かをご教示願いたい。 なお、年報「千葉県の健康福祉行政」によれば、年度の推移に係る精神障害者数は、精神病床の入院患者と自立支援医療（精神通院医療）受給者の合計の数値と説明されています。精神障害者数については、障害者計画の中で、適切な説明が必要ではないで		障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	精神障害者		
123	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○重い精神疾患者の入院する医療環境が劣悪な状況にあり、当事者、家族の大きな悩みになっています。中には長期間大部屋で拘束され、虐待まがいの状態で入院している患者がいます。転院を求めるが受け入れるところもなく、中には刑事事件にまで発展しており、当事者、家族はその環境に諦め、我慢の状態にあります。虐待防止法のスキームに医療機関が入っていないことから、実態が明らかになっていないが、この声は多く聞くことから、県は実態を調査し、入院環境の改善と医療機関の運営改善を指導されたい。		障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	精神障害者		
124	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会	○通院している段階では障害基礎年金、自立支援医療費でなんとかになっているが、入院となると家族の経済的な支援が必要になる。（所得保障）		障害者福祉推進課 共生社会推進室	入所・地域		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付があるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 （右欄に○を付ける。）	第六次計画 「取組みの方向性」へ位置付を検討○
125	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者自立支援事業協会	○総論として、計画達成のための具体的な促進策を明記する計画とすること。また、就労継続支援事業A型や放課後等デイサービスのようにより方が問題視されている事業については、設置を抑制する方策も検討する必要があります。 ○これまでの計画で効果が期待できない施策または不要な施策については、廃止することも必要です。		障害者福祉推進課共生社会推進室（計画） 障害福祉事業課 事業支援班、療育支援班	精神障害者入所・地域療育支援		
126	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者自立支援事業協会	・精神障害者の地域移行を進めるために、退院促進や地域移行は県や市町村の義務であることを明記するとともに、医療機関に対する意識の変革を働きかける具体的な方策を掲げることが必要です。	2精神障害のある人の地域生活への移行の推進、圏域連携コーディネーターを配置し、病院、障害福祉サービス事業所等の連携を図ります。おおむね60歳以上の高齢入院患者の退院を支援するため。病院内での多職種と地域の関係者のチームによる取組みを支援します。	障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	精神障害者		
127	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者自立支援事業協会	・精神障害のある人の地域生活への移行支援について高齢入院患者地域支援事業が終了になったことで、病院が主体となって地域と協力して退院させる意識が薄れることが懸念される。今後も病院に、高齢入院患者の退院への意識を持ってもらう取り組みが必要と思われる。	2精神障害のある人の地域生活への移行の推進、圏域連携コーディネーターを配置し、病院、障害福祉サービス事業所等の連携を図ります。おおむね60歳以上の高齢入院患者の退院を支援するため。病院内での多職種と地域の関係者のチームによる取組みを支援します。	障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	精神障害者		
128	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者自立支援事業協会	・精神障害のある人の地域生活への移行の推進について。精神科病院への推進はもとより、相談支援事業所に対する地域移行への意識付けに取り組む必要がある。	2精神障害のある人の地域生活への移行の推進、圏域連携コーディネーターを配置し、病院、障害福祉サービス事業所等の連携を図ります。おおむね60歳以上の高齢入院患者の退院を支援するため。病院内での多職種と地域の関係者のチームによる取組みを支援します。	障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班 障害福祉事業課 地域生活支援班	精神障害者相談支援		
129	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者自立支援事業協会	○ピアサポーターの養成研修について、参加のハードルが高いので、基礎的な内容の研修を県内3箇所ほどで開催し、参加者の便宜を図る。	2精神障害のある人の地域生活への移行の推進、（2）障害のある人自身が自らの経験を基に相談支援等を行うピアサポートの推進	障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班 障害福祉事業課	精神障害者相談支援		
130	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者自立支援事業協会	○地域移行支援協議会を軸とした遠隔地の退院支援は、支援経路が複雑であり、必要な人は相談事業所等の調整で支援が行われている実態から地域の窓口として、情報提供等を行う役割が妥当ではないか。		障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	精神障害者		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 （右欄に○を付ける。）	第六次計画 「取組みの方向性」へ位置付を検討○
131	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者自立支援事業協会	○地域の理解と協力を得にくい人（地域で問題をおこすとされる人）について、退院後の医療フォローのあり方、福祉資源の十分ではない状況も踏まえた対応についての検討が必要。	2精神障害のある人の地域生活への移行の推進、（1）精神障害のある人の地域生活への移行支援、⑪障害のある人の地域生活についての近隣住民の正しい理解が得られるよう、地域の行政、権利擁護団体、不動産業団体等との協力のもと県民への啓発に努めます。また、障害者条例の相談支援等により個別事案の解決にあたります。	障害者福祉推進課精神保健福祉推進班	精神障害者		
132	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者自立支援事業協会	○サービス提供事業所や指定相談支援事業所において、精神障害者に対する苦手意識からサービスに繋がらないこともあるようなので、障害福祉関係者への啓発活動も重要である。	2精神障害のある人の地域生活への移行の推進、(1)精神障害のある人の地域生活への移行支援、①圏域連携コーディネーターを配置し、病院、障害福祉サービス事業所等の連携を図ります。	障害福祉事業課 地域生活支援班	入所・地域		
133	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者自立支援事業協会	○グループホームの整備促進について、消防法や建築基準法を柔軟に運用する千葉県独自の基準策定が必要である。	2精神障害のある人の地域生活への移行の推進、(1)精神障害のある人の地域生活への移行支援、⑧精神障害のある人などのためのグループホームの整備など社会情勢に即応した整備に努めます。	障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班 障害福祉事業課 事業支援班	精神障害者 入所・地域		
134	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者自立支援事業協会	○グループホームの設置運営のための費用の補助について、さらに促進する。特に精神障害者が利用しやすいサテライト型住居を増やす取組みを行っていく必要がある。	2精神障害のある人の地域生活への移行の推進、(1)精神障害のある人の地域生活への移行支援、⑧精神障害のある人などのためのグループホームの整備など社会情勢に即応した整備に努めます。	障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班 障害福祉事業課 事業支援班	精神障害者 入所・地域		
135	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者自立支援事業協会	○現段階ではグループホームを増やす必要はあるが、生活保護を受給しながらアパートで生活する選択肢もあることを配慮する。	2精神障害のある人の地域生活への移行の推進、(1)精神障害のある人の地域生活への移行支援、⑬民間賃貸住宅への移行については、千葉県あんしん賃貸支援事業に協力する不動産仲介業者や入居を受け入れる住宅を登録し、県ホームページで情報提供を行います。また、引き続き、関係機関と連携を図りながら、障害のある人の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する協議等を行います。	障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	精神障害者		
136	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者自立支援事業協会	○訓練等給付事業利用者について、適切に認定調査・支援区分判定が行われるよう市町村を指導する必要がある。		障害福祉事業課 地域生活支援班			

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
137	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者自立支援事業協会	○サービス等利用計画は指定特定相談支援事業所で作成することが原則であることを明記し、市町村窓口で予算面からセルフプランを奨励することのないように指導する必要がある。この場合、サービス等利用計画の作成は単にプランの作成ではなくモニタリング等も含めた継続的な相談支援の利用であることを明確にする必要がある。	5障害のある人の相談支援体制の充実、 (1) 地域における相談支援体制の充実、①計画相談支援に従事する相談支援専門員を十分に配置できるよう、国に対して十分な報酬の見直し等の措置を講じるよう強く求めるとともに、サービス等利用計画が適切に作成運用されるよう、相談支援専門員の業務の適正化、当事者自身が作成するセルフプラン及び計画に基づく支援状況の確認等を行うモニタリングの在り方などについて検討します。	障害福祉事業課 地域生活支援班	相談支援		
138	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者自立支援事業協会	○地域活動支援センターについて、地域の特性や障害特性に応じたきめ細やかな支援ができるように、市町村が柔軟に取組むことができる地域活動支援センターの充実を図るため、引き続き国に対して必要な財源の確保を要望する。	1 入所施設から地域生活への移行の推進、(2) 日中活動の場の充実、④市町村が実施する地域活動支援センターの充実を図るため。地域の特性に応じた支援ができるよう国に対して必要な財源の確保を引き続き要望します。	障害福祉事業課 地域生活支援班	入所・地域		
139	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者自立支援事業協会	○初任者研修を終了しても相談支援業務に従事していない人も多いので、その活用法を検討すべきである。	5障害のある人の相談支援体制の充実、 (1) 地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課 地域生活支援班	相談支援		
140	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者自立支援事業協会	○基幹相談支援センターの設置促進のために具体的な方策を明示する必要がある。設置自治体に対しては財源等の援助策を講じるべきである。	5障害のある人の相談支援体制の充実、 (1) 地域における相談支援体制の充実、④基幹相談支援センターや24時間365日体制で福祉サービスのコーディネート福祉の総合相談・権利擁護等を行う中核地域生活支援センターを含む各種相談支援関連事業の役割を整理の上、基幹相談支援センターについてはその設置促進策を講じるとともに、国に対しては基幹相談支援センターの運営に十分な財源の確保を要望します。	障害福祉事業課 地域生活支援班	相談支援		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
141	特定非営利活動法人 千葉県精神障害者自立支援事業協会	○精神科医療機関に入院している人は高齢化が進んで要介護状態の人もいる。退院する場合には障害サービスのならず介護保険の利用も検討する必要があるので、退院支援について介護支援専門員の参加等が必要である。	8その他各視点から取組むべき事項、 (2)高齢期に向けた支援、医療的ケアが必要な高齢期の障害のある人への福祉サービスの制度的な拡充について国に働きかけます。また、在宅診療を支えるかかりつけ医や、介護サービス計画を作成するケアマネージャーと。障害福祉サービスの利用計画を作成する相談支援専門員との連携を強化するため、障害福祉と高齢者福祉の垣根を越えたトータルサポート体制づくりや適切な医療サービスを提供できる体制づくりなどを検討します。	障害者福祉推進課 共生社会推進室 障害福祉事業課 地域生活支援班	入所・地域		
142	一般社団法人千葉県 精神保健福祉士会	グループホームの定員数は増加しているが、成田市近隣では入居希望者が出ても定員に空きがなく利用できない。地域偏在があると思われ、利用希望者が身近な地域で暮らせるように整備する必要がある。		障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班 障害福祉事業課	入所・地域		
143	一般社団法人千葉県 精神保健福祉士会	精神障害者福祉法の改正により、長期入院患者が退院するようになり、障害福祉サービス事業の支援を受ける方の割合が約3分の1、その他の方は家に帰っているものと見られる。家族はアウトリーチ型支援を求めている。		障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	入所・地域		
144	一般社団法人千葉県 精神保健福祉士会	精神障害者理解のための行事について、実行委員会形式で行われているが、会議回数も多く委員の負担が大きい。回数の見直しなどを行ってほしい。また、タウンミーティングなどによる理解の促進を検討してほしい。		障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	精神障害者		
145	一般社団法人千葉県 精神保健福祉士会	医療保護入院者に定期病状報告書を千葉県あて年1回提出している。報告書の退院に向けた取り組みの状況について記載する欄がある。この内容を整理すると傾向が把握できる。分析し、施策に生かすことを検討してほしい。		障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	精神障害者		
146	千葉県精神障害者地域活動支援事業所協議会	○実態把握と地域格差の解消のために、地活Ⅲ型のみの運営をしている法人もあり、その経営状態は苦しいため、専門職の雇用などが難しいなどの相談を会員事業所から受けています。また、市町村にひとつしかない地活Ⅲ型もあるため、それらの共通する課題が明確になっていない現状があります。地活Ⅲ型は小規模で地域の中に溶け込みやすく、障害福祉サービスとは違い、様々な人(就労中・ひきこもりからのファーストステップ等)を受け止めることができる機能を持ち、精神障がい者の地域生活支援に地活Ⅲ型は必須です。(《参考》参照)確かに、経営のためには「地活から障害福祉サービスへの移行」も1案ではありますが、一概に「経営のための障害福祉サービスへの移行」に関しては大きな疑問があります。	1入所施設から地域生活への移行の推進、 (2)日中活動の場の充実、④市町村が実施する地域活動支援センターの充実を図るため。地域の特性に応じた支援ができるよう、国に対して必要な財源の確保を引き続き要望します。また、地域活動支援センターの実態把握を踏まえ、手話通訳の配置などのコミュニケーション支援の要否を問わず障害のある人が等しく適切な支援を受けられるよう実施主体である市町村と協議しながら、県独自の補助制度の見直しを検討し、地域活動支援センターの充実に向けた支援を行います。	障害福祉事業課 地域生活支援班	入所・地域		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 （右欄に○を付ける。）	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
147	千葉県精神障害者地域活動支援事業所協議会	① 地活Ⅲ型の実態をつかむため調査を実施し、担っている役割と課題を明らかにして、「地活Ⅲ型がなくなってもいい事業」にならないように検討してください。 ② 千葉県のどこで暮らしてもアンフェアが起きないように、県内の地活Ⅲ型の格差の解消・軽減に千葉県として努めてください。 調査項目（案） ・地活Ⅲの利用者と支援内容の実態。 ・専門職の配置状況。 ・精神障害者共同作業所時代より補助金等が減額されていないか？ ・県補助のある、就労支援加算・重度加算・家賃補助・送迎補助等の活用実態。 ・市町村独自で実施している地活を運営しやすいための加算等。（例：専門職加算・処遇改善加算等） ・耐震構造		障害福祉事業課 地域生活支援班	入所・地域		
148	千葉県精神障害者地域活動支援事業所協議会	○災害対策について、東日本大震災に続き熊本地震・鳥取地震が起り、建物崩壊によって負傷者とたくさんの命が失われました。 精神障がい者の日中活動の大切な場のひとつであり、多くの利用者が日々通う地域生活支援センターの建物の耐震の重要性を再認識しております。しかし、市町村事業である地域生活支援センターの中には、古い建物を借りて事業を継続することが精一杯の状態、利用者の安全を図ることが困難な事業所もあります。地域活動支援センターの利用者も安全が確保されるよう実態の把握と、実施主体である市町村に対し調査・対策を講じるように指導をしてください。地域活動支援センターの耐震調査と耐震不足の建物の対策を講じてください。	8 その他各視点から取組むべき事項、 （6）暮らしの安全・安心に関する支援	障害福祉事業課 事業支援班 地域生活支援班	入所・地域		
149	千葉県精神障害者地域活動支援事業所協議会	《参考》 地域活動支援センターの役割 障害者総合支援法による地域活動支援センターは、当事者にとって居場所であり、ピアサポート機能、地域に根差した活動を柔軟に展開出来る特徴があります。特に精神障がいを抱える当事者にとって、地域活動支援センターは多様なニーズを緩やかな形で受け止めることができる重要な役割があると考えています。 利用対象者 ① 広い年齢層② 療養中であり無職の人③ 引きこもりの人 ④ 長期入院していた人⑤ 就労の合間に参加する人 ⑥ 身寄りのない单身生活の人 ⑦病院のデイケアは長時間であるためデイケアの利用が出来ない人等 主な機能 ① 居場所としての機能 ② 利用目的・利用期限が緩やかなため10代～70代の方、様々な傷病名 で、障害の程度も様々な方が利用できる。 ③ 長期入院から退院促進・地域生活定着支援 ④ ひきこもりから初めの一歩として社会とつながる場 ⑤ ⑤ ピアサポートの場 ⑥ ⑥ ニーズに応じて他機能、地域住民と共同が出来る場					

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 （右欄に○を付ける。）	第六次計画 「取組みの方向性」へ位置付を検討○
150	千葉県自閉症協会	○（総論）改正発達障害者支援法の目的・理念を達成できる施策を提示してください。発達障害者支援法の改正で強調されるのは「切れ目のない支援」「共生社会の実現」「個人の選択による社会的参加機会の確保」「社会的障壁の除去」などであり、発達障害者支援センター、発達障害者地域支援協議会を活用し、連携による相談支援、教育の個別指導、情報共有を進め、就労、権利擁護、司法での配慮とさらに家族への支援を行うものであります。そのための専門的知識を持つ人材の確保に努めなければなりません。以上の発達障害者支援法で定められたことを千葉県の責務として、実現させるべく計画を策定してください。以下は一部であります。国の実施施策や日本自閉症協会要望による具体的な要望項目であります。 ○ 発達障害者地域支援マネージャーを配置してください。すでに31都府県で配置済みです。（厚労省施策） ○発達障害者の地域生活支援事業を実施してください。発達障害者の地域での困りごと・トラブルに対する適切な対応を行う支援手法が必要です。（厚労省施策）	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実、児童発達支援センターがCASと連携し、研修を実施します。7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実、（2）地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉事業課 療育支援班 地域生活支援班	療育支援 入所・地域		
151	千葉県自閉症協会	○強度行動障害の人の地域移行を進めるためには、日頃よりの入所施設での移行へ向けた準備作業が必要です。これが円滑にできるようシステムを整備してください。（袖ヶ浦福祉センター更生園強度行動障害支援事業を検証して）現状は支援従事者の経験に基づき行われている。支援の質を平準化する仕組みが求められている。	1入所施設から地域生活への移行の推進、（4）重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進、	障害福祉事業課 事業支援班、 地域生活支援班、 県立施設班	入所・地域		
152	千葉県自閉症協会	○グループホームの整備に当たっては、強度行動障害だけでなく自閉症の障害特性に対応する多様な運営ができるよう配慮を行ってください。（日本自閉症協会要望）	1入所施設から地域生活への移行の推進、（4）重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進、	障害福祉事業課 事業支援班	入所・地域		
153	千葉県自閉症協会	○自閉症児者の意思決定支援について具体的に検討してください。（日本自閉症協会要望）		障害者福祉推進課 共生社会推進室	権利擁護		
154	千葉県自閉症協会	○ 県内各自治体が、発達障害の専門家や医療機関と連携して自閉症・発達障害の可能性のある子どもの診断・療育に繋げ、その経過を保健師が必ずフォローする体制を整えてください。（厚労省施策・巡回専門支援員整備事業など）	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
155	千葉県自閉症協会	○発達障害児の利用する放課後等デイサービスにおける支援の専門性が確保されるよう指導・研修を実施してください。（日本自閉症協会要望）	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
156	千葉県自閉症協会	○平成30年に学校教育法施行規則の改正があり、高等学校で障害に応じた特別の教育課程によることができることになるそうですが、県立高校において自閉症の生徒に対応できる指導体制を構築してください（文科省規則改正）。		障害福祉事業課 療育支援班 教育庁特別支	療育支援		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
157	千葉県自閉症協会	○小中高の自閉症・発達障害の可能性のある児童生徒の支援にあたって、学校と放課後等デイサービスの連携体制づくり事業を実施し、放課後等福祉連携調整員を配置してください。 (文科省施策・放課後等福祉連支援事業)		障害福祉事業課 療育支援班 特別支援教育課	療育支援		
158	千葉県自閉症協会	○意思決定支援について、自閉症の人の特性を踏まえた支援を行ってほしい。		障害者福祉推進課 共生社会推進室	権利擁護		
159	千葉県自閉症協会	○強度行動障害は自閉症の人に対して、適切な支援がされない結果生じるものであり、自閉症の早期発見、ケアを行うことが大切である。1才、3才、5才児の検診を受ける人はその際に把握され得る。検診の結果何等かの支援が必要と思われる子に係る情報は関係機関へ伝達し支援していく仕組みが必要である。		児童家庭課	療育支援		
160	千葉県自閉症協会	○強度行動障害のある人に関する支援について、現計画に記載されているが自閉症児者に対する施策について計画に位置付けすることが必要である。本来は強度行動障害に陥る前の予防が重要である。		障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
161	千葉県自閉症協会	○袖ヶ浦福祉センター更生園における強度行動障害者に対する支援について、3年間の通過型支援が基本であるが通過型とすることができず、長年の継続した支援となり質も平行線をたどっている。民間の施設支援に重点を置くことが適当である。		障害福祉事業課 県立施設改革班	入所地域		
162	千葉県自閉症協会w iilクラブ（高機能自閉症）	○スクールソーシャルワーカーを適切に配置し、福祉へのアクセスを容易にしてください。		障害福祉事業課 教育庁指導課	療育支援		
163	千葉県自閉症協会w iilクラブ（高機能自閉症）	○知的障害の目立たない自閉症の高機能群の方達の中には、自分の障害に気づいていない。自分に利用できる障害福祉サービスがあることを知らない人たちがたくさんいます。これらの人たちと保護者になるべく早く支援につながれるよう、福祉の側からのアウトリーチを十分に行ってください。その場合には学校だけではなく、放課後児童育成事業等、学校以外の発達障害のたある人たちにとって問題の表れやすい場面も視野に入れてください。		障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
164	千葉県自閉症協会w iilクラブ（高機能自閉症）	○発達障害者の地域生活支援事業を平日の昼間以外の時間帯にも実施してください。現状ではどこにも所属していない人向けの地域生活支援事業は複数ありますが、かろうじて学校・職場に通えている人がアクセスしやすい地域生活支援事業は不足しています。学校・職場・過程以外に複数の生活の場があることが、日頃中心的に活動している場所でトラブルがあったときに相談し、解決を図るための重要な資源になります。（厚生労働省施策）		障害福祉事業課 地域生活支援班	入所・地域		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付があるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 （右欄に○を付ける。）	第六次計画 「取組みの方向性」へ位置付を検討○
165	千葉県重症心身障害児（者）を守る会	○全県的な調査による人数の把握、第五次計画では千葉県では全県的な調査ができていないことがはっきりしたので、第六次計画では、市町村に問い合わせるなどして何人いるか明らかにしていただきたいです。実態を把握したうえで必要な施策に取り組む必要があります。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実、②必要とされる支援の在り方について検討を行います。	障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
166	千葉県重症心身障害児（者）を守る会	○「入所施設」「医療」「通園」「短期入所」の整備について、人口当たりの入所ベッド数は、全国平均の半分にとどまり、全国下から3～4番目に留まっています。その分在宅の重症心身障害児者がたくさんいるのですが、在宅を続けるために必要な「医療」「通園」「短期入所」について、その数は足りていません。入所施設は、千葉市・四街道市・旭市・柏市にあるのみで、房総半島にはありませんし、人口の多い東葛南部地域にはありません。このままでよいのでしょうか？通院や短期入所で障害の重い重症心身障害児者を遠くまで連れていくことは、本人にとっても家族にとっても大変な負担で、利用をあきらめざるを得ません。入所施設も地域で暮らし続けるための「医療」「通園」「短期入所」も足りていません。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実（2）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化。①短期入所事業所の拡充、在宅支援の環境整備に努めます。②訪問看護など在宅生活を支える訪問系サービスの充実等市町村に働きかけます。（5）障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実、③施設支援の充実を図ります。	障害福祉事業課 事業支援班 療育支援班	療育支援		
167	千葉県重症心身障害児（者）を守る会	○県単独事業で短期入所施設利用に関する加算があるが、この事業は今後も継続してほしい。また、利用しやすい制度に見直してほしい。		障害福祉事業課 事業支援班	入所地域		
168	千葉県重症心身障害児（者）を守る会	○就学における配慮について、学齢期は全員就学で、どこかの学校に籍はありますが、「スクールバスに乗せてもらえない」「親の付き添いが通学の条件にされる」など、他の障害児にはありえません。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（4）障害のある子ども一人ひとりが十分に教育を受けられるための取組の充実	教育庁特別支援教育課	療育支援		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付があるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
169	千葉県重症心身障害児（者）を守る会	○重症心身障害児者は、その特性から「児者一貫」でなければ命は守られません。けいれん・運動・知能の障害など脳、神経に異常のある子が安心して診てもらえるのは小児神経の医師です。もともと小児神経のお医者さんは少ない上に、最近では大人の年齢になると診てもらえず、成人科の医療に引き継げる体制がないまま転科させられる事態もあります。いつまでも小児科で診てもらうのがいいのかと言えばそうとも言えません。重症心身障害者も高齢化に伴い、小児科領域外の癌などの成人病にかかり、緩和ケアが必要となることもあります。重症心身障害者も苦痛なく尊厳をもって生を全うできる医療体制を整えていただきたいです。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実、①国のモデル事業である小児等在宅医療連携拠点事業（平成25、26年度実施）の成果を活かし、医療、保健、福祉、教育の分野で小児等の在宅支援に関わる人材の育成、医療資源の充実、関係者のネットワークの構築を進めます。 ③重症心身障害の状態にある子どもや強度行動障害のある子どもの在宅支援については、医療的ケアの問題とともに家族の高齢化の問題などもあり、施設入所のニーズが高い状況にあります。こうした中で、医療型障害児入所施設や強度行動障害のある子どもに対応する施設の支援の充実を図るとともに、施設の役割や施設が設置されていない地域における在宅支援の在り方について検討します。	障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
170	千葉県重症心身障害児（者）を守る会	○バリアフリーの推進について、JR我孫子駅は「東葛飾障害者相談センター」の入っている「けやきプラザ」の最寄り駅ですが、駅ホームにエレベーターが設置されていません。車椅子の判定など障害者が出向かなければならない我孫子駅だけ（周辺の駅は設置済み）にエレベーターがない現状です。けやきプラザができてずいぶん経つのに、いつまでもこんな状況を放置しないでほしいです。	8その他各視点から取組みべき事項、（5）住まいとまちづくりに関する支援、○公共施設等のバリアフリー化、③鉄道駅のエレベーター等の整備等に支援を行います	交通計画課	入所・地域		
171	千葉県重症心身障害児（者）を守る会	重症心身障害児者を支援するための人材が不足しています。例えば看護学校のカリキュラムに組み込むなど具体的な取り組みが必要です。		障害福祉事業課 療育支援班 医療整備課	○療育支援		
172	千葉県重症心身障害児（者）を守る会	医療的ケアが必要な障害児者の支援は、家族への負担もに大きく、行政の支援には予算的な制限等あることと思うが取り組むべき施策を十分精査し、必要な予算を確保してほしい。		障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
173	千葉県重症心身障害児（者）を守る会	生活介護事業所の利用に関して、重症心身障害児者の特性として急に体調が悪くなりお休みをしたり、場合によっては入院が必要でサービスの利用率が低下するととなり、事業所が困ってしまう状況が発生するので、特性を考慮した報酬体系を検討してほしい。		障害福祉事業課 事業支援班	入所地域		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付があるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 （右欄に○を付ける。）	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
174	千葉県重症心身障害 連絡協議会	【国立病院機構下志津病院】 平成28年6月3日 公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法 の一部を改正する法律」「児童福祉法第56 条の6 第2項」に関する厚生労働省医政局長等の通知にもありますように、医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加しています。このような医療的ケア児が在宅生活を継続していこうとする場合、その心身の状況に応じて、保健、医療及び障害福祉だけでなく、保育、教育等における支援も重要であり、また、当事者及びその保護者等が安心して必要な支援を受けるためには、関係行政機関や関係する事業所等が「利用者目線」で緊密に連携して対応することが求められています。千葉県の行政におかれましても、医療・福祉・教育等の各分野を統合した政策のより一層の推進を期待します。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実、①国のモデル事業である小児等在宅医療連携拠点事業（平成25、26年度実施）の成果を活かし、医療、保健、福祉、教育の分野で小児等の在宅支援に関わる人材の育成、医療資源の充実、関係者のネットワークの構築を進めます。 ③重症心身障害の状態にある子どもや強度行動障害のある子どもの在宅支援については、医療的ケアの問題とともに家族の高齢化の問題などもあり、施設入所のニーズが高い状況にあります。こうした中で、医療型障害児入所施設や強度行動障害のあるこ子どもに対応する施設の支援の充実を図るとともに、施設の役割や施設が設置されていない地域における在宅支援の在り方について検討します。	障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
175	千葉県重症心身障害 連絡協議会	自治体（千葉県・政令市・中核市・市町村）と当事者（医療的ケア児・重症心身障害児者）・保護者、入所施設、通所施設、高次機能病院・中核病院、在宅療養支援診療所・訪問看護ステーション、福祉サービス事業所、教育機関等の連携を推進するための協議会の設置を要望します。 医療的ケア児が利用できる福祉サービスは、千葉県全体でも量的に不足していますが、千葉県では特に地域偏在が顕著です。まずは、各医療福祉圏域における医療的ケア児と重症心身障害児者の実態、医療的ケアを必要とする医療的ケア児・重症心身障害児者が利用できる福祉サービスの実態に関する調査を要望します。さらに、人工呼吸器などの高度な医療的ケアが必要な小児のレスパイト入院ができる施設・医療機関の不足と地域偏在が顕著です。このことに関する各医療福祉圏域での実態調査を要望するとともに、高度な医療的ケアが必要な小児のレスパイト入院ができる施設・医療機関を増やすための政策の推進を要望します。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実、①国のモデル事業である小児等在宅医療連携拠点事業（平成25、26年度実施）の成果を活かし、医療、保健、福祉、教育の分野で小児等の在宅支援に関わる人材の育成、医療資源の充実、関係者のネットワークの構築を進めます。 ③重症心身障害の状態にある子どもや強度行動障害のある子どもの在宅支援については、医療的ケアの問題とともに家族の高齢化の問題などもあり、施設入所のニーズが高い状況にあります。こうした中で、医療型障害児入所施設や強度行動障害のあるこ子どもに対応する施設の支援の充実を図るとともに、施設の役割や施設が設置されていない地域における在宅支援の在り方について検討します。	障害福祉事業課 療育支援班	療育支援 入所・地域		
176	千葉県重症心身障害 連絡協議会	【国立病院機構千葉東病院】 ○施策番号4-（2）、7-（3）について、医療的ケアを有する知的障害児・者の短期入所先は少なく、必要とする方が利用できないことがあります。短期入所実施施設に看護師を配置するなどの対応を求めます。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（2）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化、7障害のある一人ひとりに着目した支援の充実	障害福祉事業課 事業支援班 医療整備課	療育支援 入所・地域		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付があるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」へ位置付を検討○
177	千葉県重症心身障害連絡協議会	○施策番号5について、在宅で生活する障害児者やその家族に対し、サービス等利用計画が適切に作成されていない場合があります。相談支援専門員の介入により、障害児者・家族が必要な障害福祉サービスを受けられるよう検討する必要があります。 また、福祉行政の窓口担当者の、障害児者、家族に対する説明不足（理解不足）等が窺われるエピソードもあります。市町村窓口担当者レベルまでがスキルアップできる支援体制作りを行ってください。	5障害のある人の相談支援体制の充実、 (1) 地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課 地域生活支援班	相談支援		
178	千葉県重症心身障害連絡協議会	○施策番号8について、千葉県サービス管理責任者研修の回数の増加（年1回→年2回等）を求めます。	8その他各視点から取組みべき事項、 (1) 人材の確保・定着	障害福祉事業課 地域生活支援班	入所・地域		
179	千葉県重症心身障害連絡協議会	【千葉県桜木園】 ○医療ケアが必要な重症心身障害児者が通所利用できる事業所を増やして欲しい。生活介護、放課後等デイサービス、児童発達支援など新しい事業所を増やすだけでなく、既存の事業所で受入が出来るように加算や医療職の人員配置など検討して欲しい。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、 (5) 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実、 ①国のモデル事業である小児等在宅医療連携拠点事業（平成25、26年度実施）の成果を活かし、医療、保健、福祉、教育の分野で小児等の在宅支援に関わる人材の育成、医療資源の充実、関係者のネットワークの構築を進めます。 ③重症心身障害の状態にある子どもや強度行動障害のある子どもの在宅支援については、医療的ケアの問題とともに家族の高齢化の問題などもあり、施設入所のニーズが高い状況にあります。こうした中で、医療型障害児入所施設や強度行動障害のある子どもに対応する施設の支援の充実を図るとともに、施設の役割や施設が設置されていない地域における在宅支援の在り方について検討します。	障害福祉事業課 療育支援班 医療整備課	療育支援		
180	千葉県重症心身障害連絡協議会	○医療ケアが必要な重度の重症心身障害児者が利用できる在宅支援サービスを充実して欲しい。訪問看護、在宅看護、相談支援事業所、短期入所など交流研修の機会を増やしたり各研修会の中で重症心身障害に関する内容を充実していく。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、 (5) 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実、 ①国のモデル事業である小児等在宅医療連携拠点事業（平成25、26年度実施）の成果を活かし、医療、保健、福祉、教育の分野で小児等の在宅支援に関わる人材の育成、医療資源の充実、関係者のネットワークの構築を進めます。	障害福祉事業課 地域生活支援班 療育支援班	療育支援		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
181	千葉県重症心身障害 連絡協議会	○重症心身障害の施設に勤務する看護師などの人材育成、看護師の中でも重症心身障害児者を知らない方が多い。なかなか施設や事業所での看護師の確保が難しい状況がある。人材確保や重症心身障害の看護の充実のために育成の段階からかわることが必要ではないかと考えます。看護学校のカリキュラムの中に重症心身障害看護を組み込む。看護実習に重症心身障害施設も入れていく。福祉施設での看護のあり方の講義を充実させていく。	8 その他各視点から取組むべき事項、 (1) 人材の確保、定着、④医師、看護職員の人材の確保について、養成力の強化、県内就業への誘導、離職防止、再就職の促進を推進していきます。	障害者福祉推進課 共生社会推進室 障害福祉事業課 療育支援班 医療整備課	入所・地域療育支援		
182	千葉県重症心身障害 連絡協議会	次の障害者計画を考えるにあたっては、東葛と同じように人口密集地域である葛南にも同様の施設が必要と思われますし、房総の地域には、核になる施設とサテライト的な訪問ができる広域的な事業展開が必要になると考えます。横浜・川崎などでは、重症心身障害の短期入所について独自の加算があると聞いています。このような財政的支援が導入されると、事業運営がしやすくなりベッド数の確保に役立つと思われます。P68 II-③「重症心身障害の状態にある子どもや強度行動障害のある子どもの在宅支援については、医療的ケアの問題とともに家族の高齢化の問題などもあり、施設入所のニーズが高い状況にあります。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、(5) 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実、③重症心身障害の状態にある子どもや強度行動障害のある子どもの在宅支援については、医療的ケアの問題とともに家族の高齢化の問題などもあり、施設入所のニーズが高い状況にあります。こうした中で、医療型障害児入所施設や強度行動障害のあるこ子どもに対応する施設の支援の充実を図るとともに、施設の役割や施設が設置されていない地域における在宅支援の在り方について検討します。		○療育支援		
183	千葉県重症心身障害 連絡協議会	医療的ケアの必要な障害児の在宅支援には、施設だけでは不十分で、医療機関によるレスパイト受入れが必須です。医療保険事業の日中一時支援事業などの普及をさらに進める必要があると考えます。 また、重症心身障害ではない医療ケアを必要とする障害児の受け皿がない状態です。ここも検討課題とするべきと考えます。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、(5) 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実		○療育支援 ○入所・地域		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付があるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 （右欄に○を付ける。）	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
184	千葉県重症心身障害 連絡協議会	【千葉県リハビリテーションセンター愛育園】 ○県内重症児者施設の増床について 4－(5) 重症児者施設の人口1万人あたりのベッド数は全国平均1.59に対して千葉県は約0.9と、光陽園開設後も全国平均を大きく下回っています。 平成28年11月現在、県内の重症児者施設6施設に対して重症児42名、重症者45名の計87名が入所待機をしているが、そのなかで23名が呼吸器を使用しており、超重症が24名、準超重症が25名で合わせて49名で待機者の56％が濃厚な医療的ケアを必要としています。医療の進歩に伴い千葉県でもNICUは満床状態であり、ここ数年の医療的ケアの濃厚な重症児の急激な増加と、待機している在宅重症者家族の高齢化を考えると、千葉県の重症児者の入所機能が破たんするのは時間の問題です。県内の重症児者施設の偏在を勘案すると、例えば市川・船橋など葛南地区に1か所、房総に1か所の新規施設の開設を検討していただきたい。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実、③重症心身障害の状態にある子どもや強度行動障害のある子どもの在宅支援については、医療的ケアの問題とともに家族の高齢化の問題などもあり、施設入所のニーズが高い状況にあります。こうした中で、医療型障害児入所施設や強度行動障害のあるこ子どもに対応する施設の支援の充実を図るとともに、施設の役割や施設が設置されていない地域における在宅支援の在り方について検討します。	障害福祉事業課 療育支援班 事業支援班 医療整備課	療育支援		
185	千葉県重症心身障害 連絡協議会	○重症児施設のベッド数の少なさは、短期入所受入数の少なさにも繋がり、重症児者家族へのアンケートでは、いつも「県内に医療型短期入所ベッドが少なく、必要な時に短期入所が利用できない。」という意見がトップとなり、特に呼吸器を使用するなど濃厚な医療的ケアを必要とする重症児者を在宅で支えるご家族の負担は非常に大きい現状があります。 千葉県では小児科病棟を有する医療機関における短期入所も全く進んでいませんが、受け入れを促進するためには、他県のように入院時の診療報酬の差額を助成する等の積極的な事業展開が必要であると考えます。		障害福祉事業課 療育支援班 事業支援班	療育支援 入所・地域		
186	千葉県重症心身障害 連絡協議会	○重症心身障害児者支援センターの設置について、厚労省が示している重症心身障害児者支援センターを千葉県に設置し、重症心身障害者支援の第三次機関として特に医療的ケアの濃厚な重症心身障害児者への千葉県全体での支援体制を構築していただきたい。 千葉県重症心身障害児者支援センターは、医療的ケアの濃厚な重症児者を受け入れる各施設や市町村をバックアップします。例えば重症児者コーディネーター育成研修を実施後、重症児者コーディネーターを圏域毎等に配置します。重症児者等コーディネーター会議を開催し、重症児者等コーディネーターとの情報交換により、県全体または圏域等における重症児者等の状況を把握し、日常に利用可能な短期入所や療育、日中活動の受け入れ施設等について検討します。重症児者等コーディネーター会議において検討され課題について千葉県、各市町村における重症児者等への施策に反映させることができます。		障害福祉事業課 療育支援班	療育支援 入所・地域		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 （右欄に○を付ける。）	第六次計画 「取組みの方向性」へ位置付を検討○
187	千葉県重症心身障害連絡協議会	○千葉県内に在住する重症心身障害児者の全数実態調査について、千葉県内に在住する重症心身障害児者の全数の実態が把握できていない現状があります。全数実態調査を行うことで、千葉県、市町村、医療教育、福祉関連機関等が、災害時や緊急時に重症心身障害児者に迅速に対応できる支援体制を整備することができます。調査により構築された千葉県、市町村、医療、教育、福祉関連機関等の連携を生かし、重症心身障害児者への継続した支援に繋げるとともに、調査により明らかになった課題を共有し、今後の重症心身障害児者施策を検討するための基礎資料となると考えます。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実、①国のモデル事業である小児等在宅医療連携拠点事業（平成25、26年度実施）の成果を活かし、医療、保健、福祉、教育の分野で小児等の在宅支援に関わる人材の育成、医療資源の充実、関係者のネットワークの構築を進めます。 ③重症心身障害の状態にある子どもや強度行動障害のある子どもの在宅支援については、医療的ケアの問題とともに家族の高齢化の問題などもあり、施設入所のニーズが高い状況にあります。こうした中で、医療型障害児入所施設や強度行動障害のある子どもに対応する施設の支援の充実を図るとともに、施設の役割や施設が設置されていない地域における在宅支援の在り方について検討します。		療育支援 入所・地域		
188	千葉県重症心身障害連絡協議会	○医療的ケア児・重症心身障害児の地域社会における共生の推進について、厚生労働省は障害児へのインクルージョンの推進を謳っていますが、千葉県では軽微な医療的ケアや、肢体不自由に対しても合理的配慮がなされない保育所、学校が数多くあります。 差別条例のある千葉県として、医療的ケア児や重症心身障害児が当たり前地域社会へ参加できるような、例えば、保育所や学校において、看護師や喀痰吸引のできるヘルパーを加配職員として配置する等、具体的な施策を計画に盛り込んでほしいです。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実、②知的障害、視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由、重度心身障害、発達障害。高次脳機能障害、難病等障害特性に応じて療育支援の在り方が異なることから、必要とされる支援のあり方についての検討を行います。	障害福祉事業課 療育支援班 特別支援教育課	療育支援		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
189	千葉県重症心身障害連絡協議会	〇国の方針として、地域における医療的ケア児の支援体制の整備として触れているが、重症心身障害児者施設の医療や療育スタッフによるアウトリーチ支援であったり、医療資源を地域で連携できるシステム作りを圏域単位で進めている体制整備を期待したい。具体的には重症心身障害協会認定看護師、療育に特化したリハビリスタッフ等の支援や教育体制の整備、地域連携との機会の創設など。また、重症心身障害児者と触れ合うことで、放つ光を感じてもらいたいと考えています。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化、③医療的ニーズの高い障害のある子どもを支援するホームヘルパーの養成を進めるため、医療的ケアの研修の充実を検討します。	障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
190	千葉県重症心身障害連絡協議会	法改正が行われ福祉、医療、その他関係機関の連携を図る取組を進めることを期待する。		障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
191	公益社団法人千葉県肢体不自由児協会	地域の保育所での受け入れが増加しており、車いす用の貸与事業についても保育所からの申し込みが増加している。受入れ側の人材育成及び移動支援従事者への研修が必要である。		障害福祉事業課 療育支援班、 地域生活支援班	療育支援		
192	公益社団法人千葉県肢体不自由児協会	肢体不自由の障害がある人が一般就労しても、職場で働く同僚の理解が不足しているために心の病になり就労を継続できない人がいる。企業側の状況として総務関係部署の理解があっても一緒に働く人の理解を促進しなくてはならない。		障害福祉事業課 事業支援班	就労支援		
193	公益社団法人千葉県肢体不自由児協会	高齢期の障害のある人の支援について、入所施設での支援が必要な場合でも定員数が不足しており支援を受けられない方が発生してしまう。		障害福祉事業課 事業支援班	入所地域		
194	公益社団法人千葉県肢体不自由児協会	医療的ケアが必要な人の支援について、看護師でなければできない支援のうち、研修を受けることにより福祉関係職員等でも対応できる仕組みを検討してほしい。		障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
195	一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会	障害者支援施設から特別養護老人ホームに移っていただくに当たり、利用者負担が増加する。家族の理解を得る。また、利用者の理解を得るために十分な時間をとっている。市町村に対してこの点を相談することになるが、制度理解が不足していると思われるので、理解促進する必要がある。		障害福祉事業課 地域生活支援班	入所・地域		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
196	一般社団法人千葉県 高齢者福祉施設協会	介護保険制度と医療制度の間で連携を図っているように障害福祉サービスに係る相談支援専門員と介護保険制度に係るケアマネジャーの連携を図る仕組みが必要である。		障害福祉事業課 地域生活支援班	入所・地域		
197	一般社団法人千葉県 高齢者福祉施設協会	障害福祉サービス事業所から社会福祉法人（特別養護老人ホーム）施設の関連で仕事をお願いしているが、事業所と発注者と直接やり取りをするのではなく、何かかの問題が発生した際に中間に入り、連絡調整してくれる事業所が存在するとよい。		障害福祉事業課 事業支援班 高齢者福祉課	就労支援		
198	公益社団法人千葉県 医師会	○障がいの特性を広く県民に啓発する。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組みの推進、（1）障害のある人への理解の促進、①障害者週間のみならず、各種イベントの支援、県民だよりなどへの記事掲載を通し、障害のある人への理解の促進に努めます。また、障害者条例による各種施策の展開により、各種障害に対する正しい理解や偏見の解消に努めます。	障害福祉事業課 共生社会推進室	権利擁護		
199	公益社団法人千葉県 医師会	○地域生活への移行をさらに推進する。	1入所施設から地域生活への移行の推進、（1）グループホームの整備促進と質的向上、等	障害福祉事業課 事業支援班	入所・地域		
200	公益社団法人千葉県 医師会	○精神障害のある人の身体合併症に適切に対応できているのか検証する。		障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	精神障害者		
201	公益社団法人千葉県 医師会	○福祉・介護職員のメンタル面でのサポートが必要であり、感情労働としての視点から、対応することが求められる。	8その他各視点から取組むべき事項、（1）人材の確保・定着、②福祉人材の定着・離職防止を図るため、福祉・介護人材確保定着事業（メンタルヘルスサポート事業）で行う、介護職員等の抱える業務上の悩みなどに対するアドバイザーによる相談窓口の紹介等について、今後も当該事業の積極的な活用を図ります。	障害福祉事業課 健康福祉指導課	入所・地域		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付があるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 （右欄に○を付ける。）	第六次計画 「取組みの方向性」へ位置付を検討○
202	一般社団法人千葉県 歯科医師会	第五次障害者計画の（３）保健と医療に関する支援「現状と課題」の中で摂食嚥下機能について触れており、その問題点が指摘されているが「取組の方向性」では「口腔機能管理」となって紹介されている。超高齢化社会に突入し、健常者も障害者も寿命が長くなる中、健康寿命の伸延は重要な課題である。口腔は、目で見えるため健康の意識を持ちやすいこと、全身の健康への影響もあること、食を楽しんだり、会話を楽しんだりするなど、生活の質の維持のためには非常に重要であり、口腔を守ることは健康寿命の伸延に寄与することと考える。これまで、口の健康は、歯、歯周病の予防で啓発されていたが、安全に食べるためには、頬、舌、顎の動きや、のどの動きが協調していなければうまく食べられない。これらに関して、県民、特に障害者に関わる職員への周知は必須である。		障害福祉事業課 法人指導班	入所・地域		
203	一般社団法人千葉県 歯科医師会	口腔機能の健全な発達、維持には、幼児期からの正しい指導が必須であり、正しく学習した機能を維持する為、学童期から成人期、高齢期まで、共通認識と知識、技術を持って当たり、年齢によって、指導が分断されないことが、重要である。障害者施設や特別支援学校における、口腔機能の低下による窒息事故や誤嚥性肺炎は今後増えることが予想される。口腔機能、特に摂食嚥下機能は継続した訓練を行うことにより、安全な食事が担保されることから、このことを保護者や施設等の職員等に周知し、知識を得るための研修等を実施することが望まれる。また、施設等が増加することから研修を担当する専門職の育成が必要となる。これらに関して、事業予算が継続的に準備されることを要望する。＊以上の内容をご検討いただき、「取組の方向性」には具体的に「摂食嚥下障害」に対する取り組みとして明記していただくことを要望します。なお、平成２９年度受託事業として県健康づくり支援課の事業（国庫補助）である「歯科・口腔保健に携わる人材の確保・育成」、障害児への摂食嚥下指導に対する歯科治療等に関する歯科医師等を実施することになっている。これは単年度国庫補助事業なので、継続した事業を行ってほしい。	8その他各視点から取組むべき事項、 （３）保健と医療に関する支援、全身性の障害を持つ人や抵抗力の弱い人への口腔機能管理について、施設職員及び保護者等を含めて周知を図ります。また、障害のある人や子どもが地域で安心して歯科相談や歯科治療を受けられる環境となるよう、ビーバー号事業などを契機として施設や家庭において、障害のある人や子どもが定期的に口腔機能管理や治療、相談等が受けられる「かかりつけ歯科医」の普及を図ります。		○入所・地域		
204	一般社団法人千葉県 歯科医師会	ビーバー号事業は充実した事業となっているが、予算等によりその実績がほぼ横ばいとなっている。今後対象者の増加、施設の増加を考えると数値目標を達成していくことは困難となる可能性も考えられる。また、この事業から漏れている対象者、施設についての現状を調査し、その対応についても検討することが必要である。数値目標は対象施設での割合となっているが、施設当たりの人数にも大きな差があることから、対象人数での割合としても把握することも必要と考える。希望してこない施設における状況は県としては把握していないとのことであり、われわれ団体としても取組が必要と思うが、県としても把握する必要があるのではないか。	8その他各視点から取組むべき事項、 （３）保健と医療に関する支援、全身性の障害を持つ人や抵抗力の弱い人への口腔機能管理について、施設職員及び保護者等を含めて周知を図ります。また、障害のある人や子どもが地域で安心して歯科相談や歯科治療を受けられる環境となるよう、ビーバー号事業などを契機として施設や家庭において、障害のある人や子どもが定期的に口腔機能管理や治療、相談等が受けられる「かかりつけ歯科医」の普及を図ります。		○入所・地域		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
205	千葉県グループホーム等連絡協議会	1-(1)施設入所者の地域生活への移行者数について、目標を達成していくためには、支援度の高い方関しての地域移行の取組みをしっかりと行っていくことと、そのために必要な施策を考えて行かなければならない。例えば、強度行動障害のある人でも、グループホームや日中活動の場を不安なく利用できるように、資質を有するアドバイザーをそのエリアに配置するなど。1-(1)グループホームの定員数について適切な目標値の設定をするためには、しっかりとしたニーズ調査をする必要があります。数だけ見ると増えているように感じられますが、人口比で見ると全国的にも多くないことが分かります。		障害福祉事業課 事業支援班	入所・地域		
206	千葉県グループホーム等連絡協議会	○強度行動障害のある方に対する支援の研修について、施設が対象であり、グループホーム事業所の方も対象とするよう検討してほしい。		障害福祉事業課 県立施設改革班	入所・地域		
207	千葉県グループホーム等連絡協議会	○グループホーム運営費補助金について、重度・強度行動障害者の支援に関する事業所に手厚く配分するなど見直しを検討してほしい。平成30年度には報酬単価改定があるとのことで見直しの機会になると思う。		障害福祉事業課 事業支援班	入所・地域		
208	千葉県グループホーム等連絡協議会	○グループホームのスプリンクラー設置義務化について、対象施設に関してきちんと整備が進むように対応してほしい。		障害福祉推進課 事業支援班	入所・地域		
209	千葉県グループホーム等連絡協議会	○グループホームにおける虐待が増加傾向にあるので支援者に対する研修、例えば利用者のお金の管理についてなど。		障害福祉事業課 虐待防止対策	権利擁護		
210	植草学園短期大学	○教育委員会と連携しての何らかの取り組みが必要ではないかと思われる。例えば、高等学校段階での「総合的な学習の時間」にパッケージのような形で、「福祉教育・障害理解教育」で取り上げてもらうなど。高等学校によっては、「道徳」の時間に「障害者雇用」を取り上げたり、発達障害当事者を招く講演会を実施している。しかし、単発的に取り上げるのではなく、上記の条例・法律の周知も含めた体系的(3～5コマの授業数を確保するなど)が必要と思われる。	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、(1)障害のある人への理解の促進、福祉教育推進校の指定。学校関係者の会議の場での広報活動を通じ、教育関係者との連携に努めて行きます。	障害者福祉推進課 共生社会推進班 教育庁指導課	権利擁護		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 （右欄に○を付ける。）	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
211	植草学園短期大学	○放課後等デイサービス事業所支援の質を担保するための仕組みが必要と思われる。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実、放課後等デイサービスについて、機能の充実を図るとともに、事業の拡充を図ります。	障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
212	千葉県特例子会社連絡会	○ここ2年程度で特別支援学校における職業教育の充実とネットワークの充実が進んできた。特別支援学校を卒業した方を企業が受け入れる際の当事者に係る障害の特性に関する情報が不足していて特別支援学校に確認するケースが多いので、事前に情報提供があるとよい。 ○特別支援学校と企業との交流並びに情報の共有化を更に図っていく必要があります。	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、（4）支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化	障害福祉事業課 事業支援班 特別支援教育課	就労支援		
213	千葉県特例子会社連絡会	○障害者就業・生活支援センター事業の充実。相談件数の増加に対応できるように障害者就業・生活支援センターにおける課題、「センターでやるべきこと」と「企業でやるべきこと」のすみわけを整理、また相談体制の強化を図っていく必要があります。とくに、社員の生活支援の部分については企業としてなかなか入り込めないゾーンであり、センターに対する期待感は大いだと思います。 ○各センターにおけるサービスの提供を平準化する必要があります。	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、（2）障害者就業・生活支援センターの運営強化	障害福祉事業課 事業支援班 産業人材課	就労支援		
214	千葉県特例子会社連絡会	○企業支援員（障害者雇用アドバイザー）事業の充実。障害のある人の雇用の拡大と継続雇用を推進するため、企業に対して支援を行う企業支援員の拡充を期待します。 ○今後、法定雇用率が上がることに伴い、精神障害の方の就職数が増加することが増加すると考えられる。必要に応じて福祉サービスへの移行が必要となるケースが増加すると考えられることから、就労から福祉サービスへ移行する支援の在り方の検討が必要。	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、（3）障害のある人を雇用する企業等への支援	障害福祉事業課 事業支援班 産業人材課	就労支援		
215	千葉県特例子会社連絡会	○障害者就業・生活支援センターと綿密に連携するとともに、地域の支援機関や特別支援学校とも連携しながら障害者雇用の更なる拡大に協力していきたいと考えます。	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、（4）支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化	障害福祉事業課 事業支援班	就労支援		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
216	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	○相談支援について、計画相談が行うべきことを整理すること。基幹相談支援センターの機能を整理すること。中核地域生活支援センターとの役割を整理すること。	5障害のある人の相談支援体制の充実、 (1) 地域における相談支援体制の充実、基幹相談支援センターの設置推進策を講じる。	障害福祉事業課 地域生活支援班 健康福祉指導課	相談支援		
217	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	○地域での連携の在り方、介護保険の地域包括ケアシステムのあり方等と一体となった在り方を検討すること。高齢期の障害者に対する支援について、介護保険に基づくサービス提供者が障害者支援について理解していない状況があるので、障害者支援から介護保険に基づく支援に移行する際に十分な情報が提供される必要がある。	8 その他各視点から取組むべき事項、 (2) 高齢期に向けた支援、①医療的ケアが必要な高齢期の障害のある人への福祉サービスや制度的な拡充について国に働きかけます。また、在宅診療を支えるかかりつけ医や、介護サービス計画を作成するケアマネージャーと、障害福祉サービスの利用計画を作成する相談支援専門員との連携を強化するため、障害福祉と高齢者福祉の垣根を越えたトータルサポート体制づくりや適切な医療サービスを提供できる体制づくりなどを検討します。	障害福祉事業課 地域生活支援班 障害者福祉推進課 共生社会推進室 高齢者福祉課	入所・地域		
218	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	○障害児療育について、現在行われている療育コーディネーターや療育支援事業の役割を整理して拡充すること。子育て支援施策との関係を整理すること。		障害福祉事業課 療育支援班	療育支援		
219	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	○処遇が困難な方の支援、強度行動障害等処遇が困難な方の短期入所や居住施設の利用について、全県での調整の在り方の検討をする必要がある。重度心身障害児者に関しては施設数の不足を考慮して千葉リハセンターにおいて対象者の把握、障害の程度の把握に努め、調整をしている。	1 入所施設から地域生活への移行の推進、(4) 重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進、①県内各地域での強度行動障害のある人への支援体制の構築に向け「強度行動障害のある方への支援体制構築事業」や「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」の成果や課題を検証し、支援の在り方等について引き続き検討を進めるとともに、その結果、研修効果の県全域への普及を図ります。	障害福祉事業課 事業支援班、 県立施設班、 地域生活支援班	入所・地域		

NO	団体名	第六次千葉県障害者計画に期待すること	「第六次計画に期待すること」の、第五次計画での関係施策	関係課	担当 専門部会	第六次計画位置付の視点 ①障害者基本計画に施策の位置付けがあるか。 ②障害福祉計画基本指針に施策の位置付けがあるか。 ③第五次計画に位置付があり継続すべき施策か。 ④議会答弁や団体要望の回答などで県として取組むこととしている。 ①から④に該当するものは「取組みの方向性への位置付」を各部会で検討する。 (右欄に○を付ける。)	第六次計画 「取組みの方向性」 へ位置付を検討○
220	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	○ひきこもりについて、アウトリーチ型支援を現在県内1箇所で行っているため、保健所圏域に1箇所の設置を行うなど、訪問件数の増加だけでなく、訪問拠点の増加を検討する必要がある。メンタルの問題がない対象者に関しては障害福祉関係者の関与ではなく、貧困対策等の関係者との関わりが出てくるなど窓口が特定されない状況もあり、中核地域生活支援センター単独で対応しているケースもある。	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実、(4)ひきこもりに対するアウトリーチ型支援の推進、今後市町村の取組みの状況把握に努めるとともに、実態調査についても検討していきます。	障害者福祉推進課 精神保健福祉推進班	入所・地域		
221	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	○矯正施設退所者等に対する支援について、障害のある方、また手帳を持っていない制度の狭間にある方が矯正施設退所後に必要な福祉的支援が受けられるような仕組みを構築する必要がある。	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実、(2)地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進、⑤矯正施設の退所者に対する支援については、保護観察所等の関係機関と連携のもと、矯正施設に入所する障害のある人が出所後に必要な福祉サービスを受けるための支援を行います。また、医療観察法の対象者に対する支援についても、保護観察所等の関係機関と連携のもと、社会復帰できるよう支援を行います。	障害福祉事業課 地域生活支援班 健康福祉指導課	入所・地域		